

会議録・令和6年6月10日第2回定例会（第1日目）

1. 招集の年月日 令和6年6月5日

2. 招集の場所 明和町議会議場

3. 開 会 6月10日 午前9時00分 議長宣告

4. 応 招 議 員 14名

1番 宇 田 雅 行

2番 中 井 啓 悟

3番 田 邊 ひとみ

5番 新 開 晶 子

6番 江 京 子

7番 北 岡 泰

8番 辻 井 成 人

9番 山 本 章

10番 瀬 田 萌

11番 高 橋 浩 司

12番 綿 民 和 子

13番 下 井 清 史

14番 松 本 忍

15番 奥 山 幸 洋

5. 不応招議員

なし

6. 出 席 議 員

14名

7. 欠 席 議 員

なし

8. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 松 井 友 吾

議会書記 山 本 歩 美 霜 幸 佑 小 林 政 則

9. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 下 村 由美子 教 育 長 下 村 良 次

総 務 課 長 朝 倉 正 浩 防 災 安 全 課 長 荒 木 隆 伯

税 務 課 長 西 尾 仁 志 まちづくり戦略課 中 井 清 央

斎宮跡・文化観光課長 森 下 純 会計管理者（兼）会計課長 西 村 正 樹

産業振興課長	坂口昇	建設課長	西尾直伸
上下水道課長	肥留間誠	こども課長	家城和司
福祉総合支援課長	稲浦満	住民ほけん課長	日置加奈子
生活環境課長	丹合信隆	教育課長	青木大輔
小学校区編制推進室長	中瀬基司		

10. 会議録署名議員

2番 中井啓悟

3番 田邊ひとみ

11. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長提案説明

日程第6 一般質問

(午前 9 時 00分)

◎開会の宣告

○議長（奥山 幸洋） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第2回明和町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしくお願いします。

なお、本日は、念のため議会システム施工業者を傍聴席に待機させていただいておりますので、ご承知おきください。

また、新聞社等より撮影の依頼がありましたので許可をしたいと思います。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（奥山 幸洋） 日程第1 「会議録署名議員の指名」については、会議規則第126条の規定により、議長から指名いたします。

2 番 中 井 啓 悟 議員

3 番 田 邊 ひとみ 議員

の両名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（奥山 幸洋） 日程第2 「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月14日までの5日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月14日までの5日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（奥山 幸洋） 日程第3 「諸般の報告」を行います。

監査委員さんから提出いただいております2月、3月、4月分の例月出納検査結果報告書と一部事務組合議会の報告書の写しをお手元に配付しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で、日程第3 諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（奥山 幸洋） 日程第4 「行政報告」を行います。

町長。

（町長 下村 由美子 登壇）

○町長（下村 由美子） おはようございます。

令和6年第2回明和町議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、公私何かとご多用のところ、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。またただ今は、本定例会の会期を5日間とお決めいただき、諸案件のご審議を賜りますことに対し、厚くお礼申し上げます。

初めに、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は今もなお収まっておらず、まだ中東においても紛争が絶えないなど、大変厳しい情勢が続いています。一日も早く平和的解決が図られるよう心から願うばかりです。

また、国内を見ても能登半島地震の復旧も思うように進んでいない状況も見られ、町としても県と連携して職員を定期的に派遣してきました。

このような状況下であります。私も3月に就任して2か月半が経過し、町長としては初の定例会となります。防災対策の強化はもとより、様々な行政施策の課題解消に向けて引き続き取り組んでいきたいと考えております。

それでは、3月定例会以降、本定例会までの間の主な動きについて、簡略にご報告させていただきます。

3月21日、斎宮幼稚園で最後の卒園式が行われました。斎宮幼稚園は昭和55年に開園し、以来44年にわたって地域の子どもたちへの教育活動を行ってきました。これまでに2,473名の卒園児を送り出した斎宮幼稚園は、令和6年3月末をもって閉園となりました。

3月24日、世古口哲哉前町長の急逝に伴う明和町長選挙が執行され、多くの町民の皆様からのご支持をいただき、当選させていただきました。

これからも、町民の皆様や職員との対話を大切にしながら、「住みたい、住み続けたいと思ってもらえる持続可能なまちづくり」に取り組んでまいりたいと思っております。

3月27日には、天皇皇后両陛下の長女、敬宮愛子内親王殿下が明和町を訪問されました。愛子様は、斎宮歴史博物館といつきのみや歴史体験館を視察され、いつきのみや歴史体験館では、明和町斎宮跡・文化観光課長が平安時代の遊び

を紹介いたしました。愛子さまにとって初めてのお一人での地方訪問ということでしたが、町民の皆様に気さくに声をかけていただき、地域の皆様にとっても心に残る訪問となりました。

3月31日に行った明和町退庁式では、これまで明和町の発展に尽力していた職員11名が退職しました。また4月1日の明和町入庁式では、10名の新規採用職員を迎えました。新規採用職員の今後の活躍に期待を込めて、私から一人一人に辞令書を手渡しました。それぞれの抱負を胸に業務に取り組んでいただくようお願いとともに、町職員としてのこれからの活躍に期待しているところです。

また、4月1日には明和町の組織機構を変更いたしました。時代の変化に伴って多様化・複雑化する行政需要に対応していくため、組織機構を見直し、これまでの16部署から17部署に変更しました。新体制となった明和町では、職員一丸となって、町民の皆様によりよい行政サービスを提供できるよう努めていきます。

4月18日、地域防災力の向上や消防団員の確保等に特に積極的に取り組む消防団として、明和町消防団が総務大臣表彰「令和5年度 消防団地域貢献表彰」を受賞しました。この表彰は、総務省により令和5年度に創設されたもので、令和5年度は全国38団体が受賞し、明和町消防団は三重県内で初めて、かつ唯一の受賞となりました。

4月19日、医薬品の製造や配送を行う株式会社スズケン伊勢支店と明和町が「高齢者等の見守りと支援に関する協定」を締結しました。明和町では、今年4月1日現在で高齢化率が30.8%となっており、認知症と診断されている高齢者も年々増加しています。スズケン伊勢支店は、日頃から医薬品の配送で明和町を巡回しているということで、巡回中に明和町の高齢者の異変に気づいた際は、役場に連絡いただくことになっております。明和町と事業者との高齢者見守り協定は今回で7件目となりました。

5月5日、明和町明星出身の作曲家長岡成貢さんと、明星在住で文筆家の千

種清美さんが、地元の明星神社を盛り上げようと制作した賛歌「明けの星」がお披露目されました。お披露目会には、明星小学校の子どもたちもコーラスで参加し、盛り上げてくれました。このように地域を大切に思う気持ちが広がっていけばうれしく思います。

5月10日、明和中学校で明和町の特色やよさを発見する、明和ふるさと体験学習が始まりました。これは、令和8年度の小中一貫教育開始を前に、今年度から試行的に始めたもので、これから生徒たちは、明和町の歴史や伝統などを、現地学習をしながら探究し、明和町の魅力を発信できる力を身につけていく予定です。この学習が、明和を愛し誇りに思う子どもたちの育成につながることを期待しています。

6月1日には、明和町を代表する祭りの一つ「斎王まつり」が行われ、主催者発表で約3万人という大勢の人で賑わいました。今年は、斎王群行が8年ぶりに伊勢街道を通り、斎王にゆかりのある竹神社に群行が立ち寄る演出もありました。斎王まつり実行委員会をはじめ、携わられた多くの関係者の皆様には、ご多忙の中懸命に取り組んでいただきましたことに対し、深くお礼申し上げたいと思います。

次に、先の第1回定例会でお認めいただいた各会計予算でございますが、議員の皆様から頂戴したご意見、ご提言を念頭に置き、執行しているところです。そして、国・県の動向に鑑み、繰越明許事業も含め早期執行に向け、各課におきまして鋭意事業推進を図っているところでございますが、今回は一部投資的事業も補正予算でお願いすることとしています。

なお、本定例会の上程議案につきましては、専決処分した事件の承認が2件、繰越明許費計算書の報告が5件、条例一部改正が2件、そして、令和6年度一般会計補正予算ほか2つの特別会計補正予算をお願いしています。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

今後も、町民の皆様が安全・安心に日々の暮らしを営んでいただけるよう、最大限の努力をしてまいりますので、町民の皆様、議員の皆様のご理解とご協

力を賜りますようお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 私からは、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、多気東部土地開発公社の決算報告をさせていただきます。

去る5月22日、令和6年度第1回理事会において令和5年度決算が審議され、原案のとおり議決されました。

報告書の2ページの令和5年度損益計算書をご覧ください。

1、事業収益の（1）公有地取得事業の収益はゼロ円、（2）土地造成事業収益は5,812万8,000円、（3）附帯等事業収益は748万4,390円で、事業収益の合計は6,561万2,390円でございます。

2、事業原価の（2）土地造成事業の原価は5,812万8,000円、事業原価の計は5,812万8,000円で、事業収益から事業原価を差し引きまして、事業総利益は748万4,390円となっております。

3、販売費及び一般管理費につきましては、（1）公租公課費として、町県民税の均等割、土地の賃貸に係る固定資産税で47万3,800円を計上しております。また、（2）役務費として、各種手数料の合計が1,980円となっており、計47万5,780円となっております。

これらの費用を事業総利益から差し引いた700万8,610円を事業利益として記載しております。

4、事業外収益につきまして、受取利息として4,478円を計上しております。事業外費用としてはゼロ円です。これらの事業外収支を事業利益に加えて、経常利益は701万3,088円となっております。

特別利益及び特別損失はいずれもゼロ円となりますので、当期純利益及び当期利益は701万3,088円となりました。

以上が令和5年度損益計算書の内容でございます。

次に、3ページ、令和5年度貸借対照表を説明いたします。

資産の部、流動資産の（1）現金預金は3億8,460万6,196円で、詳細は7ペ

ーの決算附属明細書、1の現金及び預金明細表と8ページの現金預金の明細表、預金、普通の欄に記載がございます。

3ページ、貸借対照表の(2)事業未収金につきましては、ゼロ円を計上しております。

続いて、(3)公有用地につきましては2億9,331万5,076円で、7ページの決算附属明細書の2の公有用地明細表の合計欄のとおりです。こちらの内訳は、9ページの詳細に記載がしてあります。

続いて、3ページ、(4)完成土地につきましては2億1,559万501円で、詳細は7ページの完成土地明細表、10ページの明細表に記載しております。

次、3ページ、(5)の開発中土地につきましては1,059万5,681円で、7ページの4、開発中土地明細表のとおりです。こちらの内訳は11ページに詳細が記載してあります。

以上、合計によりまして、流動資産の合計は9億410万7,454円となっております。

次に、Ⅱの固定資産でございますが、無形固定資産及び有形固定資産共該当資産がございませんので、ゼロです。

3の投資その他の資産の(1)出資金につきましては、明和町、多気町それぞれから200万円ずつ出資しておりますので、合計400万円を計上してあります。明細につきましては、7ページの8の資本金明細表のとおりでございます。

以上、固定資産の合計が400万円となり、資産の合計としましては9億810万7,454円となります。

続きまして、3ページ中段の負債の部、流動負債でございますが、未払金が1万560円で、短期預り金が32万2,757円となっており、詳細は7ページ、決算附属明細の5.未払金明細表と6.短期預り金明細表、また、12ページ、13ページにそれぞれの明細が記載されております。

続いて、3ページのⅡ固定負債につきましては、(1)長期借入金で8億4,718万6,200円を計上しており、詳細は決算附属明細書の7ページ、7.長期

借入金明細表及び14ページの明細表のとおりでございます。

よって、負債合計は8億4,751万9,517円となります。

次に、下段の資本の部のⅠ資本金といたしましては、(1)基本財産400万円で、出資金と同額の基本財産としております。

2、準備金、(1)前期繰越準備金が4,957万4,849円となっており、(2)当期純利益は、先ほど損益計算書でご説明申し上げました701万3,088円を計上しました。よって、準備金の合計は5,658万7,937円となります。詳細は7ページの9.準備金明細表に記載がしております。

資本金、準備金を合わせた6,058万7,937円が資本金合計となり、その結果、負債・資本合計が9億810万7,454円となることから、この金額は資産合計と一致しております。

以上が令和5年度貸借対照表の内容となります。

4ページには、令和5年度の現金の動きを示したキャッシュ・フローの計算書を、5ページには監査報告が添付してあります。5月17日に実施いたしました会計監査におきまして、本決算書が正確である旨をご確認いただいております。

以上をもちまして、多気東部土地開発公社令和5年度決算の報告を終わります。

○議長（奥山 幸洋） 以上で、日程第4 行政報告を終わります。

◎町長提案説明

○議長（奥山 幸洋） 日程第5 「町長提案説明」を行います。

町長。

（町長 下村 由美子 登壇）

○町長（下村 由美子） 令和6年第2回明和町議会定例会に当たり、令和6年度の行政運営に対する私の施政方針について申し述べますので、議員の皆様並びに町民の皆様からのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

昨今の国内外の情勢は、行政報告でも申し上げましたが、ウクライナ侵攻や中東地域における不安定な国際情勢によって、エネルギーをはじめとした物価高騰など、私たちを取り巻く環境に大きな変化が生じているとともに、国内においても少子高齢化による人口減少、労働力人口の減少、いわゆる2040年問題など、厳しい社会経済情勢の中にあります。

その中で、明和町におきましても「人口減少」、そして「2040年問題」を見据えて様々な施策の推進の必要性が高まっています。また、持続可能な社会への関心が高まり、様々な場面でのSDGsへの取組が求められており、将来を予測することが難しい時代の中で、社会経済情勢や財政状況を踏まえ、事業の必要性、費用対効果、優先順位を慎重に精査し、徹底した事業の選択と集中をしていかなければならない状況にあります。

私は、公約として、今まで一緒に町政運営を担ってきた故世古口町長の想いや、町の第6次総合計画にもあります「住みたい 住み続けたい 豊かなところ育む 歴史・文化のまち 明和」を実現していくために、総合計画の基本的な方向性である「つながり 人と人との支えあい尊重するまち」「育み 地域とともに人が育つまち」「安心 安心安全な暮らしやすいまち」「創造 産業が元気で活力のあるまち」の4つの柱を継承して町政運営を行ってまいります。

1つ目の「つながり 人と人との支えあい尊重するまち」として、地域共生社会の実現に向けての取組や、個人や世帯が抱える複合的な課題などへの支援を進めます。

健康づくり事業を推進することで、健康寿命の延伸を目指し、高齢者の活躍の場づくりを進めます。

障害者の自立に向けた支援の充実を目指し、人権を尊重し、多様性を認め合

う社会を推進していきます。

2つ目「育み 地域とともに人が育つまち」として、明和北小学校などの整備や完成後の学校づくり、学校と地域をつなげるコミュニティスクールについて、円滑な運営ができるよう取り組み、小中一貫教育の実施に向けた整備への取組を進めます。

学校施設等の跡地利用の活用についての取組を進めます。

通級指導教室や教育支援センター設置に引き続き取組を進めます。

新たな子育て施策の検討と子どもの居場所づくりの新展開に努めます。

こども食堂（みんなの食堂）の町内への拡大に努めます。

郷土愛を育むことができる教育に努めます。

中学校対象の夜間塾「明和学びの里」の充実を図ります。

こども家庭センターの整備を進めます。

障害児への切れ目ない支援体制の充実を図ります。

障害者スポーツも含めたスポーツ振興に取り組みます。

3つ目の「安心 安心安全な暮らしやすいまち」として、防災・減災対策の推進と消防力の維持・向上に努め、災害に備えて、平時から命を守る情報等の発信に努めます。

デマンド交通、町民バスによる地域公共交通の充実を図ります。

空き家バンクの充実を図るとともに、特定空き家等への対策に努めます。

温室効果ガス削減に向けた取組を進めます。

浄化槽整備・管理方針の策定と雨水排水計画の見直し、環境保全に努めます。

4つ目の「創造 産業が元気で活力のあるまち」として、公共施設の長寿命化計画に基づいた維持管理に努めます。

役場庁舎については、老朽化や新耐震基準を満たしていないことから、財政面での課題がありますが、防災の観点から総合防災センター（仮称）の整備計画について検討していかななくてはならないと考えています。

民間の資金や経営手法・技術力を活用した公共施設などの整備にも努めます。

史跡齋宮跡内では、人々が生活や生業をしておられます。それを念頭に置きながら文化財の保存と活用の両立を図ってまいります。

財政面については、財政健全化プランに沿った財政運営を行い、歳入確保の手段として、ふるさと納税、企業版ふるさと納税の拡充に努めます。また、新たな財源の確保や事業の集約化や縮小、公共施設の統廃合などにも取り組んでいく必要があります。

町民の皆様の利便性と行政事務の効率化を図るため、デジタル化の推進を図ります。

産業振興の推進として、後継者の育成支援や起業を目指す方への支援、大型商業施設周辺地の活性化を図るための検討、農地の集積や遊休農地対策の取組、漁港の活性化や利活用の取組、担い手の育成や6次産業化の支援に努めてまいります。

このほかにも山積する諸課題の解決に向け、町長としての職務の重責をしっかりと認識し、町民の皆様との対話を大切にし、「住みたい 住み続けたい 豊かなところを育む 歴史・文化のまち 明和」の実現と笑顔があふれる持続可能なまちづくりに取り組んでいく所存でございます。

令和6年度予算につきましては、世古口町長の突然の訃報を受けて、義務的・経常的な行政経費と継続事業に係る経費を中心とした骨格予算として、一般会計予算130億9,800万円、特別会計と公営企業会計も含めた全会計の総予算額223億7,706万7,000円で新年度がスタートしたところです。

今回の補正予算では、防災行政無線デジタル化整備事業や带状疱疹ワクチン接種助成事業などに加え、デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)やみえ子ども・子育て応援総合補助金などの補助金の採択を受けている各補助事業の予算を計上しており、当初予算と合わせて、本年度の事業を進めて参りたいと考えております。

なお、予算の詳細につきましては、各議案の提案の際に説明いたします。

最後に、町民の皆様、議員の皆様には、より一層のご理解とご協力を賜りま

すよう心から申し上げ、私の施政方針とさせていただきます。

○議長（奥山 幸洋） 以上で、町長提案説明を終わります。

◎一般質問

○議長（奥山 幸洋） 日程第6 「一般質問」を行います。

一般質問は、7名の方より通告されております。

許可したいと思います。

3番 田邊 ひとみ 議員

○議長（奥山 幸洋） 1番通告者は、田邊ひとみ議員であります。

質問項目は、「誰もが自分らしく生きられる社会をめざす」「住民の願い実現の町を求めて」の2点であります。

田邊ひとみ議員、登壇願います。

（3番 田邊 ひとみ議員 登壇）

○3番（田邊 ひとみ） どうぞよろしくお願いいたします。

下村町政での一般質問、初の質問となります。どうぞ皆さんよろしくお願いいたします。

先週の金曜日ですが、ある女性の活動団体と懇談を行う機会がございました。その中では、インクルーシブ共生、いわゆる包括的な環境づくりについて、意見交換をすることができました。そのときに下村町長ともご一緒させていただき、町長から明和町の総合計画における、誰もが自分らしく生きられる明和町づくり、その思いの一端を伺うこともでき、今後の明和町政の方向に大きな希望を持ったところでございます。人権と尊厳を尊重し合うことは、とても大切

なことと考えております。今後とも着実に実現に向けて計画を進めていっていただきたいと考えております。

では、質問に入ります。

「誰もが自分らしく生きられる社会をめざす」

毎年3月8日は国際女性デー、2024年国際女性デーのテーマは「女性に投資を。さらに進展させよう」というものでした。また4月21日には、東京でレインボープライド2024が開催されました。これは、LGBTQなど、性的少数者が自分らしく生きられる社会を目指すイベントで、東京で開催されてから今年で30年。婚姻の平等やジェンダーギャップ指数などで世界から遅れを取っている日本、その中で、自分らしく幸せに生きる未来のために諦めないという思いが込められています。毎年、これらの時期に合わせ、女性の人権やジェンダー平等をテーマとした質問を私は続けております。

今、世界において、ジェンダー平等の達成はこれまで以上に不可欠になっています。その中において、女性への投資は人権の観点から必要不可欠と言われております。紛争や燃料・食料価格の高騰により、2025年までに75%の国が歳出を抑制すると推計される世界情勢の中、歳出の抑制は、必要不可欠な公共サービスや社会的な保護の支出を圧迫することになりかねず、女性に悪影響を与える、まさに人権侵害につながる、そのような心配がされているところでございます。

貧困、不平等、環境破壊などをなくすためには、新しい経済の形を考える必要があります。環境に優しく、思いやりのある経済への転換を進めることで、女性や社会から周縁化された方々の声を増幅させ、それを生かす。そういう社会をつくるのが、今、求められているのではないのでしょうか。

そこで最初に町長にお伺いをいたします。

国際女性デーやレインボープライドなどのイベントが行われる社会において、女性の地位向上や、社会から周縁化されてしまいがちな方々の地位向上について関心が高まる中、どのようなお考えを持っていらっしゃるのか。あわせて、

厳しい経済状況での明和町における財政運営について、公共サービスや社会的保護の支出に関する考え方もお聞かせください。

○議長（奥山 幸洋） 田邊ひとみ議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。町長。

○町長（下村 由美子） ただいま、田邊議員から、女性の地位向上や性的マイノリティなどの社会から周縁化されてしまいがちな方々の地位向上について、関心が高まる中、どのような考えを持っているのか、また、あわせて、厳しい経済状況での明和町における財政運営について、公共サービスや社会的保護の支出に関する考え方をというご質問をいただきました。

まず、女性の地位向上や性的マイノリティなどの社会から周縁化されてしまいがちな方々の地位向上について。

これらの課題に取り組むに当たっては、ジェンダーレス（ジェンダー平等）やダイバーシティ（多様性）、インクルージョン（包括）の視点に立つことが重要であると考えています。性別に基づく固定的役割分担や偏見など、社会的につくられた性差や格差をなくしていく。また、性別や性的志向・性自認、SOGIと言われるものです、年齢、障害の有無、国籍、宗教・信条、学歴など様々な属性を持つ人々を等しく認め、互いの違いを受け入れ、生かし合う社会を構築することを目指して各種施策を展開していく必要があると考えております。

明和町では、令和5年3月に、第3次人権施策基本方針並びに第3次明和町男女共同参画基本計画を策定いたしました。教育・啓発や人材の育成、情報提供、相談・支援体制の充実などの取組を国、県、関係機関・団体等と連携協力しながら、各関係課が一丸となって推進することとしています。

公共サービスや社会的保護の支出に関しては、町の財政状況が厳しい折、法令上町が財政負担しなければならないものや、国費等の財源充当により町の財政負担が発生しないものを除いては、他の事業も含めてその事業主旨や費用面、期待される効果などを総合的に勘案して、優先順位や実施可否等を決定する必

要があるものと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 町長からの答弁いただきました。

しっかりとした視野で、人権、そういうものを考えていただいていると、私受け取りました。その中で、やはり経済的な面では、社会保障というものは本当の最後のセーフティーネット、そのネットからこぼれ落ちることがないように、また、一人一人を尊重するということは本当に大切なことだと考えておりますので、そういうことを忘れずに、これはもう行政職員だけではなく、全ての人が忘れないように、そういう思いを持っておりますので、どうぞその思いを貫いていただきたいと思いますと思っております。

続きまして、女性の権利や男女共同参画の視点での質問を行います。

毎年開催されております「男女（みんな）の連絡会と議員との懇談会」というものがございます。今年のテーマは、デートＤＶについてでございました。

ドメスティック・バイオレンスは配偶者間や恋人などの親密な間柄で起こる暴力で、その中でも恋人同士の間で起こる暴力をデートＤＶと呼びます。2021年3月の男女間における暴力に関する調査報告書、これ内閣府なんですけれども、これによりますと女性の約6人に1人、男性の約12人に1人がデートＤＶを受けている、こういう報告があります。女性のほうが被害を受けやすいということも大切なんですけれども、男性の被害もあると、これも忘れてはいけないと思っております。

若い世代の恋人同士関係の中で起きる様々な暴力は、現実として多くの人が苦しんでおります。そして、これが問題であると、男女（みんな）の会の懇談会の講演でも問題提起されております。

特に婚姻関係ではない恋人同士の場合には、ＤＶ防止法、これの適用がありません。刑法やストーカー規制法などが適用される場合もありますが、法的に落とし穴があるという部分もございます。

そこでお伺いをいたします。

明和町では、思春期が始まり恋愛感情が芽生える多感な子どもたちに対して、デートＤＶなどに関して、どのような対応や教育を行われているのか、答弁をお願いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） 思春期を迎えたお子さん方に対しての教育等々、どのように取り組んでいくのかというようなところのご質問でありますけれども、デートＤＶ等、このあたりの問題をやはりしっかりと子どもたちに伝えていくには、まず、きっちりした性に関する認識、知識というものを子どもたちにつけていただく必要があるのかなというふうには思っております。

第３次男女共同参画基本計画では、小・中学校において、自らの身体と相手の身体について正しい理解を深め、性に関する適切な態度や行動の選択ができるよう、発達段階に応じた性に関する指導というものを実施することとしています。

令和５年１２月定例会での綿民議員からのご質問に対する教育長並びに教育課長の答弁にもありますように、小・中学校における性教育に関しましては、小学校は４年生、中学校は１年生の段階で、主に保健の授業において、自分の生活を振り返りながら、心身の発達と心の健康について、教科書を使った知識中心ではありますが、そういった学びを行っていただいています。

また、保健の授業以外では、総合的な学習の中で、助産師による「命の授業～性といのちの話～」や、養護教諭による学習を小学校の高学年で、産婦人科医による性をテーマにした講話を中学校２年生で行っております。さらに、ＬＧＢＴＱについても、全ての学校で取組をいただいております。昨年度は３校が外部講師を呼んで授業をされておるというふうに聞いております。

また、今年度は、連続人権講座において、助産師で性教育認定講師の秋山由美さんを講師にお招きをして、小学生と保護者の方を対象に、命の大切さと性をテーマにした講座を開催する予定であります。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 答弁いただきました。ありがとうございます。

先だって綿民議員も質問されましたし、私もかつて質問させていただいておりますけれども、やはり包括的な性教育、これは大事なことだと思っております。また、この包括的性教育は、世界的に見ますと、かなり幼少期から子どもたちの中にやっていくと、そういう動きがございますので、今後とも明和町でそういう部分もしっかりと研究していただいて、やっていただきたいと思えます。これはちょっと要望とさせていただきます。

続きまして、次の質問に入ります。

2024年4月から施行されました、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、女性支援新法、これへの対応をお伺いします。

生活困窮、DV被害、性的搾取などに苦しむ女性を公的枠組みで包括的に支援することが法の目的でございます。これに基づき、切れ目のない包括的な女性支援事業が今後行われてまいります。

従来、多様な困難を抱える女性の支援施策としては、売春防止法であったり、DV防止法、改正ストーカー規制法などがありましたけれども、福祉と人権増進の観点が不十分、そういう点や、支援対象の統一した基準がなく、施策も地域で異なる状況でございました。そのため、様々な矛盾点が発生し、支援が難しい、そのような状況から問題を解消するために女性支援新法、これが誕生しております。

この法律の目的・理念は、女性の福祉、人権の尊重や擁護、男女平等というものでございます。女性は妊娠や出産の当事者であり、性暴力被害の数も圧倒的に多く、賃金格差など社会構造に起因する男女格差があることが問題とされております。

困難を抱える女性が、意思を尊重されながら最適な支援を受けられ、安心して自立して暮らせる社会を実現させるために、若年層やDV被害者支援はもとより、中高年の年齢期の女性も支援することが求められております。そのため

支援につながるような各自の取組が重要と考えられます。

困難な問題を抱える女性への支援体制の構築を着実に進めるに当たって、基本方針にのっとり各地方公共団体が基本計画を定めることが重要であると、市町村に対しても努力義務として基本計画の策定を求めています。

そこでお伺いします。

明和町では、女性支援法の施行に当たり、基本計画の策定や取組に関しまして、どのようなお考えを持って進められているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） 女性支援に関する基本計画への取組の考え方というご質問でございますが、市町村が、こういった基本計画を策定する場合は、もちろん国が定める基本方針に即して、かつ、都道府県基本計画を勘案をして定めることということが法律で定められております。

三重県は「令和5年版の三重県男女共同参画年次報告書において、令和5年度以降に残された課題と対応として、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が制定されたことに伴い、DV被害のほか、女性を巡る様々な課題の解消に向け、困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画を策定します」このようにしております。現在、三重県子ども・福祉部児童相談支援課において、基本計画の策定が進められておるものというふうに承知をしております。

なお、国の基本方針で、都道府県及び市町村基本計画は、DV防止や男女共同参画等政策的に関連の深い計画と、他の計画と一体のものとして策定することもできるというふうにされておりますので、県の基本計画策定の状況やその内容等を見させていただきながら、町基本計画の策定方法等について今後検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 今後策定に向けて進めていかれるということで、県のほうのそういう基本計画がないとつukれないというのは分かりますけれども、

しっかりと審議していただいて、内容のいいもの、私ここで言わせていただきましたけれども、全年齢の女性、いろんな悩み抱えて暮らしておられます。そういう方も対象になるような、そういうような基本計画、つくっていただきたいと要望しておきます。

続きまして、この基本計画に対しまして、国は県に対して、市町村のニーズを踏まえた包括的な支援の展開等、市町村に対する支援を行うとともに、市町村の取組状況を把握し、格差が生じないような必要な取組、女性相談支援員の配置状況の見える化や、未配置市町村に対する女性相談支援員の配置を促していく役割を有すると基本方針で述べております。

女性相談支援員は2022年4月1日現在、市区町村の設置率は50.8%に過ぎず、相談員の8割強が非常勤だと、こういう指摘がございます。

そこでお伺いします。

明和町では女性相談支援員はどのような状況なのでしょう、答弁をお願いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、福祉総合支援課長。

○福祉総合支援課長（稲浦 満） 明和町での女性相談支援員のどのような状況なのかというご質問だったと思います。

本年4月1日から施行されました、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律での女性相談支援員に相当します、旧売春防止法における婦人相談員につきまして、法令上、町村に対する設置義務や任意設置に関する規定などがございませんでしたことから、相談員の設置というのは今までございません。

当町ではこれまでの間、生活困窮、DV被害など困難な問題を抱える女性に対する相談支援につきましては、町に福祉事務所もございませんことから、女性相談支援員も設置しておりません。福祉総合支援課のまると相談支援係において、保健師を中心に、多気福祉事務所と連携して業務に当たっております。

今後、女性支援法が施行されましたことにより、国の関連予算についても拡

充されてきております。今後は、国の困難な問題を抱える女性支援推進等事業を活用した女性相談支援員につかまして、設置の検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） ぜひとも、相談の専門員、あると安心してそういう支援ができると思います。また、その相談員を設置する場合には、無期雇用の常勤職員として、その専門性に見合った処遇、そういうことをやっていただきたいと、これも要望しております。

続きまして、女性支援法の中で、特に行政機関に支援を求めることができない、あるいは求めない女性、こういう存在に留意をして、アウトリーチ等を積極的に行う民間団体とも連携した支援対象者の早期発見への取組を進めることが必要であるということも言われております。

明和町や近隣市町、また三重県下で、女性を支援し寄り添うような支援団体があるのかどうか。あるといたしましたら、そういう団体とは、明和町はどのような連携を行っているのか、答弁をお願いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、福祉総合支援課長。

○福祉総合支援課長（稲浦 満） 国の基本方針では、民間団体等において、困難な問題を抱える女性に対し、アウトリーチによる早期発見、女性相談支援センターや児童相談所、医療機関や警察等の支援に関係する機関への同行、一時保護の受託、地域における生活の再構築の自立支援などを行うものとしております。

町内、あるいは県内において、基本方針に明記されているような取組を行っている団体等は存じ上げませんが、町社会福祉協議会では、生活福祉資金や緊急小口資金の貸付けなど業務を行っています。また、生活困窮者自立支援法に基づく、相談事業を委託のほうをしておるところでございます。

随時、相談対応において町、多気度会福祉事務所、県生活相談支援センター

等と連携を図り、アウトリーチを含む早期対応支援というのを行っています。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） ありがとうございます。

私ども、実際数週間前ですが、困窮されている方の相談、明和町のほうにしましたら、本当に迅速な対応をしていただいて、適切な対応もしていただけた。そういうところでは、明和町、こういう部分力を入れていらっしゃるなど、そういう思いは持っておりますけれども、やはり三重県全体として、誰もが安心して暮らせる、そういうような明和町になるように、今後ともしっかりと取組をやっていただきたいと考えております。

次の質問に移ります。

女性の地位向上について伺いをしたいと思います。

若い世代の皆さんからお話を伺う機会がありました。その中で、若者の声になかなか理解をされない、特に若い女性の声が政治や社会に届きにくい、こういうことを訴えられました。

年齢や性別に関係なく、一人の人間として、圧力に押さえ込まれ意見が言えなかったり、安心して声を上げられる環境がない。若い女性では性被害に遭遇するケースも多く、対策がきちんとされている社会をつくらないと安心して暮らせない。そのような声を私も受け止めました。

そういうような若者の中の1人の方から、マジョリティ特権、心理的安全性、アクティブ・バイスタンダー、この3つのワードが地位向上や人権にもつながる大事なことなんですと教えていただきました。

この言いました中のマジョリティ特権とは、ある社会集団に属していることで、労なくして得られる優位性、恩恵を意味します。差別や暴力、ハラスメントをなくしていこうと考えるとき、これを考えることだと近年大変注目されております。

ここにも持ってきましたが、坂井希さんという方の著書で『あなたと学ぶジ

『ジェンダー平等』という本がございます。その中でも、彼女の言葉なんですけれども、例えば私は女性なので女性差別の問題は、自分自身にも覚えがあり痛みとしてリアルに実感することができます。しかし、例えば外国人差別についてはどうかといえば、在日コリアンの皆さんが日々の生活の中で日常的に感じている痛みや恐怖、苦しみなどは、同じレベルで感じているとは言えません。性的マイノリティの皆さんが日々感じている痛み、苦しみ、壁も、異性愛者であり、トランスジェンダーではない自分は感じないで済む、考えないで済む、変えようという声を上げるというエネルギーを使わないで済むという特権を持っているのです。こういうことが書かれております。

例えば2018年にありました、東京医科大学の入試において、女子の受験生のみが一律減点されていたことなど、特定の誰かを労なくして優位にする仕組み、これは、組織や社会で人為的に決められているものであり、マジョリティ特権の一つです。このようなことを解消すべく、特権を自覚し抑圧のない社会を実現するため、自主的に行動する必要がある、若い人たちも声を上げております。

また、心理的安全性とは、自分の意見や気持ちを安心して表現できる状態のことです。単に安心して居心地のいい環境をつくるというのではなく、誰もが意見を述べる場において、ほかの人の間違いを指摘したり、自分の間違いを認める、質問をする、違うアイデアを披露するなど、リスクある行動を取っても馬鹿にされたり、罰せられたりしないという安心感が得られる環境をつくるということが、今求められております。

アクティブ・バイスタンダーとは、性暴力やハラスメントが起こった、もしくは起こりそうな場面に居合わせたときに、ただ見ているのではなく、積極的に働きかけることで、被害を防いだり、最小限にする行動を取る人を指します。

例えば痴漢は、もっとも身近な性暴力の一つであり、犯罪です。日本共産党は、様々な防止策を講じるとともに、第三者が行動の必要性を具体的に意識できるように、アクティブ・バイスタンダーの考え方を取り入れて、取組を行うことを進めています。

ジェンダー平等の実現や人の権利を守っていくために、これらの考え方をしっかりと理解し、社会生活の中で機能させていくことが求められる、このように考えております。

そこでお伺いします。

まず、マジョリティ特権についてお伺いします。行政や教育機関において、特権を自覚し、抑圧のない社会を実現するための措置は講じられているのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） マジョリティ特権への対応という部分でのご質問をいただきました。

自分が差別者であるという人は少ないでしょうし、それから、大半の人は差別をしてはいけないものというふうに考えておられるというふうに思います。その一方で、自身が気づいていないだけで、実は差別を行っている側に属してしまっていると。

差別には、直接的差別、それから、制度的差別、文化的差別の3つの形態があるというふうに言われています。特に、法律や教育、政治、メディア、企業などの制度の中で生じる差別行為である制度的差別については、より多くの特権を有する人、例えば国内において生活するに当たって、国籍が日本であること、ジェンダーが男性である、性的志向が異性愛者である、性自認がシスジェンダーである、学歴が高い、所得が高額であるといったこと、それから、身体・精神が健常であるなどなど、より多くの面で既に配慮をされておる側、特段の配慮が必要のない側に属する人ほど差別に気づきにくい、気づいたとしても、制度であつたり、価値観というものが、いわゆる特権を有する側の視点でつくられたものということでもありますので、要は特権を持っておる側の力そのものになります。そのためなかなか変わっていきにくい。いまだ多くの人権課題というものが存在するという背景には、こういった無自覚な特権意識が大きく関わっておるというふうに認識をしています。特権と差別は表裏一体である

ことを理解して、人権課題の解決を図っていくには、それぞれの人権課題について正しく知ることが何よりも大切だというふうに考えます。

これまでの間、連続人権講座であったり、福祉と人権のまちづくり講演会、男女共同参画映画祭などの事業を通じまして、様々な人権課題について学び、気づきを得る機会を町として提供してまいりました。今後も取り扱うテーマや手法等に工夫を重ねながら、各種教育・啓発事業というものを継続してまいりたいというふうに考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 私自身も、かなりそういう部分を気にしながら、考えながら生活を送ってきたつもりでございましたけれども、先ほど示しました本であったり、いろんな方とお話を伺っていたら、かなり実生活の面で失敗をしている、間違いをやっていた。そういうことに気づいたということも本当に多々ございます。そういう部分で、本当に皆さん、全ての人に言えることなんですけれども、気づいていく、また、自分が言ったことはどういうことなんだろうと、それに関して、また委縮をしてしまうということではいけないんですけれども、誰もが本当に安心して生きる社会をつくるためには、そういうことを学んでいくことは本当に大切だと思っておりますので、明和町としても、そういう学ぶ機会、多くつくっていただきたいと思います。

続きまして、心理的安全性についてもお伺いしたいと思います。

これについても、対話やコミュニケーションにおいて、心理的安全性を高める方針や教育が、明和町で行われているかどうか、お伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） 心理的安全性についてのご質問になりますけれども、心理的安全性という言葉ですが、これは心理学の用語であるというふうに思います。近年、企業の生産性を高める上で重要な要素として結構注目を浴

びておるかなというふうに思います。

この心理的安全性というのが低くなる要因というのが、4つあるというふうに言われています。1つが無知だと思われる不安、もう一つ、2つ目が無能だと思われる不安、3つ目が皆さんの邪魔をしているんじゃないのかというふうに思ってしまう不安、それから、4つ目がネガティブやと思われる不安、こういった不安を取り除くために、勉強会といったような場で、心理的安全性を体験できる場をつくっていったりだとか、あるいは、そういう皆さんで話し合うような場ができたときに、特定の人に偏って発言がなされないように配慮していくだとか、あるいは、どういったことを言ってもいいじゃないかと、ただ、何かを話し合う上で、やはり共通の価値観というか意識を持って、よくしようという中で、話し合いをしていくという場面づくり。それから、やはり大切なのは、相手を尊重しながら対等に自分の要望であったり感情であったり、そういったものをやはり具体的に伝えていくという、アサーティブ・コミュニケーションと言われる手法なんですけれども、こういったことを心がけるであったりとか、例えば最後には、食事会であったりとか、要は職場とか、普段のコミュニティといったものとは、ちょっとまた違う場所で交流を深めていくといったようなことが、そういう心理的安全性というものを培っていく上で大切なんだというふうには認識をしております。

そういったところを踏まえて、今後町のほうで実施をさせていただく各種研修であったり、懇談会であったりとか、そういった場において、こういったことについて留意をして、取組を進めてまいりたいというふうに考えています。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） いろんな特性の方が一緒になって生活をしていく、そういう中で、みんなの思いが安心して述べられるような社会、そのためには、やっぱり子どもさんの教育の中にも、そういう部分というのは、やっぱり自己肯定感が低い方というのは、なかなかどうしても自分の意見が出しにくかった

りとか、そういう部分もあると思うので、子どもの教育面からも、こういうことをずっと積み上げていっていただきたいと思います。こちらもまた、今回はちょっとずれますので、要望という形で私の意見として言わせていただきます。

続きまして、アクティブ・バイスタンダーについても同様に、行政、教育機関で、学習やトレーニング、そういうプログラムなどがあるのでしょうか。また、そういうアクティブ・バイスタンダーとして行動するためのサポートやリソース、こういうものがある環境なんでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） ハラスメントであったり、差別が起きたその場に居合わせたとき、アクティブ・バイスタンダーと呼ばれる方が、できる介入方法というのが、その方自身の身の安全が確保されているということが大前提ではありますけれども、介入方法としては、1つは、話題を変えるなどして相手の注意を反らすと。それから、近くにいる第三者の方に助けを求める。あるいは、行われている事象の記録・証拠を残していく。それから、その場ではちょっと対応しきれなかったんだけど、そのハラスメントや差別を受けた人に対して、後でいろいろ声をかけたりしながら、相手の気持ちに寄り添ってフォローをしていく。それから、もう一つが、相手に直接的に、あなたが行っていることはハラスメントです、差別です、間違っていますということを直接伝える。こういった5つの方法があるというふうには聞き及んでおります。アクティブ・バイスタンダーの形で介入することで、ハラスメントであったり差別というものを抑止する効果が、これが高まるというふうにも言われております。

とはいうものの、なかなか実際、その場に自分が居合わせたときに、咄嗟に行動できる人は少ないのではないかなというふうに推察をしますし、行動を起こす瞬発力といったものをつけるには、やはり研修等で研鑽を積むということも必要のだとは思いますが、ただ、何よりもまず、やっぱりその場で起こっていることがハラスメントであるとか差別であるとか、それにやっぱり気づくための知識であったり、認識であったり、そういうことが必要なのかな、そうい

う知識を持つことが重要なというふうに思います。

繰り返しとはなるんですけれども、やっぱり様々な人権課題について、正しく知ることがやはり大切だというふうに思いますので、今後も取り扱うテーマであったりとか、手法等については工夫を重ねさせていただいて、各種教育・啓発事業、こういったものにしっかり取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） そうですね、やはり学習をして、自分自身が気づくということ、これが一番大事だと思いますので、私もそれは心してやっていきたいと考えております。

続きまして、次の質問、ジェンダー平等の視点からの災害対策の部分で質問を行います。

過去の災害時に、避難所等で怖い思いをした人、また、性暴力などの被害があったという話、これを私、人から聞いて知りました。

その現実から、被災地で性暴力被害者を出してはいけないと、多くの人が能登半島地震が発生した直後にも、避難所での犯罪、特に女性や子どもの性暴力被害が起こらないよう啓発、これをネット上で行われているのを見ました。私もそのときに、それに同調して発信を行っております。

災害時には、どうしても弱い立場の人を守るための対策が必要だと考えております。1月24日の参議院の予算委員会で、日本共産党の井上議員が能登半島地震の避難所における問題点、こちらを指摘しております。当時、被災から1か月近くなった時期に、避難所生活の過酷さ、特に女性にとってとりわけ辛い状況であること、例えば、間仕切りがなくして着替えができない、トイレが男女共同で夜間など恐くてトイレに行けない、そのためにトイレを我慢して体調を崩す、こういうことを指摘しております。

2020年に内閣府男女共同参画局が出している、防災復興ガイドラインという

ものがありますけれども、その中で、ガイドラインに、共産党の井上議員は、ガイドラインに基づき女性の視点に立った避難所環境改善、これを求めています。

このガイドラインの中では、男女別々の更衣室や授乳室を設けること、物干し場も男女で分ける、トイレも男女別にして、男性トイレと女性トイレは離れた場所に設置をする、女性トイレの数を多くするなどの項目がございます。

今回の震災の避難所では、そのような要件が満たされていないということがございました。また、全国の市町村での災害対策部門の女性職員のいる割合が1割だったということです。職員がいない自治体が6割だとの報告もありました。そういうことではガイドラインが徹底されていない、こういう指摘もしております。

避難所を運営する側が男性であることで、女性が声を上げにくい、改善が必要だとの指摘に、岸田首相も「女性の待遇改善につながるよう考える」と答弁を行っておりますが、考えているだけでは事態は改善いたしません。

そこでお伺いをいたします。

明和町では災害対策部門の女性職員はどのような状況になっているでしょうか。また、避難所運営において、防災復興ガイドラインに即した避難所運営が実施できるよう対応が整えられているのかどうか、答弁をお願いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） まず、明和町の災害対策部門の職員についてご説明をさせていただきます。

現在、当町の防災部門の職員数については、課長、係長、係員の3名で全て男性職員でございます。しかしながら、課としては他の係に正規、非正規合わせまして2名の女性がおりますので、係間の連携を取る中で、防災について女性の意見を取り入れる体制としております。

また、避難所に関しましては、現時点で既存の公共施設を避難所に指定しております。そのため、施設として、先ほどおっしゃられました内閣府男女共同

参画局が策定した防災復興ガイドラインに記載されている、避難所のチェックシートの全ての項目を完全に満たすことは難しい場合もございます。しかしながら、避難所の運営においては、できる限りこのガイドラインに沿った運営を目指してまいります。

さらに、避難所運営においては、先ほど来議員おっしゃられましたけれども、女性の意見を積極的に取り入れることが重要と認識しております。改めて今一度、今ある避難所運営マニュアルについても、女性の意見が反映されているか確認したいと思えます。

今後も女性や子ども、その他の弱い立場にある方々が、安全で安心して避難生活を送れるよう、引き続き努力してまいります。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 避難所を利用しなければならないような状況が来ない。

これが一番だと思うんですけれども、万一のときには誰も慌てます。混乱も起きます。そういう中で、やはり行政側が指導的な立場というものを取っていただかなければならないと思いますので、そういう部分では、弱者対策、そういうものをしっかりやっていただきたいと思います。

今回の能登半島の震災は冬に発生をいたしましたために、感染症対策、これも課題の一つでございました。避難所運営について、そのときネット上で話題になったものには、避難所の感染症対策としての空気清浄機の設置や、トイレなど汚染されやすい場所の管理、ウイルスや病原菌が避難者の生活場所へ入り込まないように、スリッパを用意して区間ごとに専用のスリッパを使用するという感染症対策が取り入れられて、効果を上げたということがございます。

このスリッパはほんの一例なんですけれども、災害が発生して、その対応が繰り返されるたびに、新たな対応、新たな物資のニーズ、これが経験として積みまれて出てきております。避難所の間仕切りや、ベッドなどもどんどん改良されたものが出てきております。

そこで質問です。

明和町における避難所運営では、その時々感染症対策も含め、必要性を考慮した備品の配備等、新たな知見による柔軟な対応が行われているのかどうか、こちらを伺いたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） ご提案いただきました内容を踏まえまして、今後の災害用備品や備蓄品の更新に際しては、最新の知見を積極的に取り入れる方針でございます。また、避難所の間仕切りベッドなど、避難者の生活環境をより快適にし、安全を確保するための備品につきましても、継続的に研究し、最適なものを選定していきます。

これにより、災害時における避難者の皆様の健康と安全を最大限に守ることを目指してまいります。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 理想を言えば、避難所生活、長期になる。それをならないようにしていただくということが本当に理想なんですけれども、現実を見ると、まだ能登半島の震災の後も、なかなか復旧が進まない。そういう現実もあります。そういう中で、万一のときに明和町の皆さんが安心して過ごせる環境、これをつくっていただきたいと思います。

続きまして、生理用品について少しお伺いします。

災害のたびに繰り返されているんですけれども、備蓄や救援物資としての位置づけはそれほど重要ではないから優先しなくていい、こういう論調がネット上でも炎上し、女性のお医者さんなどが、生理用品は女性にとって必要不可欠なものであると繰り返して発信をしなければならない、こういう状況が、能登半島の震災のときにも起きております。生理用品の備蓄についても、不安のない計画で行うべきではないかと考えております。

それと併せまして、生理用品の備蓄に関しまして、かねてから私提案してお

ります、学校のトイレに生理用品をの要求に対して、学校生活の安心とともに、女性が安心して日常を送れるアイテムとして、また、災害時には備蓄品として活用できるという視点からも、学校のトイレに生理用品を置く、そのための備蓄も行う、これの実現を求めたいと考えます。答弁をお願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） まず、私のほうからは、生理用品の備蓄に関してご説明をさせていただきます。

生理用品の備蓄に関しましては、三重県の備蓄・調達基本方針に準じまして、現在で、1人1日当たり5枚、3日間を備蓄してございます。今後も生理用品は女性の生活に必要不可欠であるという観点から、必要数を計画的に備蓄していく考えでございます。

○議長（奥山 幸洋） 教育課長。

○教育課長（青木 大輔） 学校のトイレへの生理用品設置については、これまでも度々ご質問・ご要望をいただいております。

生理用品の設置場所として、便利さという観点で見ると、トイレに常備されていてトイレットペーパーのようにいつでも使える環境が望まれるかもしれませんが、ただ、学校においては、衛生的な環境の確保やいたずら等に対する管理面についても考える必要があります。

そうした中で、当町の小・中学校においては、衛生面・管理面について適切に保管できることや、取りに来た児童・生徒との会話を通して、その子どもの心身の状況や家庭環境等を確認できることなどから、保健室に常備設置をしています。

令和6年2月に内閣府が行った調査では、全国的にトイレに設置する学校が増加傾向にあるようです。現在のところ学校からそのような要望は特に聞いてはおりませんが、近隣市町の状況や学校の状況、児童や保護者の声も聞きながら、学校のトイレへの設置についても検討していきたいと考えております。

また、災害時に対する備蓄については、各学校の保健室の保管状況等を確認

しながら、必要な量を保管されるよう手配していきたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 生理用品、県のほうの指導でも1人5枚、3日分。1日5枚、生理の経血は個人差というものがありますので、これが十分かどうかといえ、この場で私もちょっと検討しきれないんですけれども、不安のない状況をつくっていただきたいと思います。

また、学校の生理用品というのは、やはり全国的に置かれているという学校が増えております。また、公共施設において、生理用品の設置、こういうものも始まっておりますので、広がっておりますので、今後とも積極的に検討をしていただきたいと思います。

町民の願い実現の町を求めてのほうに入りたいと思います。

先ほどの生理用品の質問は、町民の皆さんからの要望として、これまでも質問を続けてきたものなんですけれども、それに続きまして、町民の皆さんから、数多くの要望いただいております。その部分について質問を行ってまいります。過去にも質問したことでありますが、ちょっと繰り返しでありますけれども、現在の明和町のお考えをお伺いしたいと思います。

学校給食費の無償化についてお伺いします。

これまでも学校給食費の無償化、何度もお伺いをしてきましたけれども、財政面の問題や、学校給食法の関係で実現は難しいとの答弁をいただいております。

ここで最近の三重県の給食無償化に関する状況をお話しします。三重県議会のほうでも、去年の10月20日の本会議で、国に対して学校給食無償化を求める意見書を全会一致で採択しております。

この意見書では、給食を通じた食育が行われてきたその意義は大きい。教科学習とともに学校教育の大きな柱となっており、地場産物の活用を通じて地域の農業、畜産業、水産業等の産業振興にも寄与している。また、学校教育の一

環として、豊かな学校給食を保障するとともに、全国あらゆる学校での給食費を無償とするには、国の財政措置が必要不可欠としてその実現を求めています。私も国の支援、これが本当根本的に必要だと考えております。

また今、お隣の多気町、そして、津市、伊勢市でも給食費無償化に向けての市民と行政との話し合い、これが活発化している、そういう状況があります。明和町でも給食費の無償化、求める声上がっております。

令和5年4月に、食育を目的として、市立小・中学校の給食費を無償化した三重県の伊賀市では、「子どものときの食が大人になってからの心と体をつくれます。大切な子どもの未来のために、まずは食べることから始めましょう！」というすてきなスローガンを掲げて、この無償化、取り組んでおられます。

そこでお伺いします。

三重県議会の動き、近隣市町の状況から見て、明和町内の皆さんからも、明和町は給食費どうなるの、ご飯だけのお弁当を持っていかなくて済むのは助かるけれども、給食費の無償化も実現したらもっとうれしい、こういう声が聞かれています。このことに対して、どのようなお考えを持っていられるのか。現在の近隣市町の状況の把握と今後の給食費無償化に向けてのお考えをお示しくください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育課長。

○教育課長（青木 大輔） 給食の無償化についての近隣市町の状況と、今後の考え方について、答弁させていただきます。

まず、県内市町の状況ですが、三重県教育委員会が本年4月に行った調査結果では、令和6年度に無償化を実施、または実施予定の市町は29市町中10市町ですが、そのうち5市町は、国県の補助財源等を活用して本年度、または令和7年度までなどの期間限定の実施としています。恒久的に実施は5市町で、伊勢・松阪管内においては、大台町と南伊勢町の2町が恒久的に実施としています。

本町の給食無償化の考えについては、これまでも申し上げましたとおり、学

校給食法で保護者負担となっていること、人件費や設備維持費などを除いた原材料費のみの経費であること、経済的理由で援助が必要な家庭には、生活保護や就学援助として全額給付されていること、また、小・中学校の給食無償化を実施した場合は、8,000万円を超える町費負担が必要となることなどから、現時点において給食費の無償化を実施する予定はありません。

しかしながら、国の少子化対策、子ども子育て支援対策等の動きの中で、今後国庫補助等の財政措置がある場合には、町の財政状況、または近隣市町の動向等も踏まえ、実施について検討していきたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 明和町で給食費無償化するには8,000万円の予算がかかる。これ町全体の予算から見れば1%ぐらいのものになってくるんですけれども、これ全国平均的にもそういうので、それを根拠にやろうじゃないかと決断する自治体もございます。ですけれども、明和町の財政状況を見ると、いろんなことを考えていかなければならないと、そういう部分もありますので、今後とも前向きに検討していただいて、先ほど答弁がありましたし、私も言いましたけれども、国の財政支援という、これが本当必要だと思います。子どもを生み育てていくためには、子どもを育てる環境を整える、これは本当に国からやっていかなければならないと思います。そういう部分でも一緒に声を上げていける、そういう環境をつくっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、補聴器の補助について。これも過去に質問しておりますけれども、その後全国的な動きなど変化がございましたので、改めてお伺いいたします。

誰もが補聴器を買えるようにしてほしいと、そういう声が広がって、独自の補助を行う自治体がこの1年で2倍近くに増えております。しんぶん赤旗の記事なんですけれども、厚生労働省は2021年に、自治体の補聴器助成の状況など

を調査した、難聴高齢者の社会参加等に向けた適切な補聴器利用とその効果に関する研究を公表しております。その当時、助成は36自治体、65歳以上の住民の聴力検査は4自治体のみの実施との結果を踏まえて、厚労省のほうも、取組強化の検討が求められると提言を出しております。

この研究提言を基に、各自治体が医師や補聴器販売業者と相談をして検討を行い、軽度や中等度の難聴の高齢者などに補聴器助成を行う自治体が、2022年には123だったのが今年1月4日の時点で238にまで増えております。

全日本年金者組合の調査によりますと、三重県下で補聴器助成を実施しているのは、朝日町と南伊勢町。まだまだ取組が進んでおりません。それが現状です。補聴器をつければ生活の質が上がるのは確実だが、購入するまでのハードルが高いという、これが多く町民皆様のご意見で、価格の問題、これが一番のネックになっております。

加齢性難聴に対し、聴力検査での早期発見を行うことも含め、三重県での補聴器助成をもっと進めていって欲しいという住民の皆さんの声、この願いも届いておりますので、改めて補聴器助成の実施を求めたいと思います。答弁を願います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、福祉総合支援課長。

○福祉総合支援課長（稲浦 満） 現在、障害者総合支援法に定める補聴器の支給制度におきまして、聴覚障害6級以上の身体障害者手帳を交付されました、重度または高度の方が対象でありまして、中等度難聴の方は助成対象ではございません。

全国的に補聴器助成を実施している自治体が増加していることは存じておりますけれども、身体障害者手帳を所持していない方の助成については、難聴を含め、老化に伴う身体機能の低下に対応した、社会生活上の支援を行うことの効果を見極めながら検討していく必要があると考えております。

また、早期発見のための聴力検査についてですが、国民健康保険の特定検診や後期高齢者健康検査において、現在聴力検査は実施しておりません。聴力検

査を実施するためには、専門的な設備や技術を必要とするため、医師会などとの調整が必要でございます。高齢者の聴力低下につきましては、ある程度自覚ができるものでございますし、家族など周囲の気づきもあるかと思いますので、早期に専門医に受診されることが望ましいと考えます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 聴力検査、これも大事なことやけれども、家族が気づかんとかそういう場合もあります。そういう部分に関して、町のほうででも、いろんな住民さん集まって話しするときとかにも、そういう部分もしっかりと啓発していただきたいと思いますし、これ、新潟県は全ての自治体で補聴器の助成始まっている、このようにも聞いております。やっぱり今の日本は、補聴器の助成といえば、障害者のくくりで手帳を持っていないとできないと、今も答弁ありましたけれども、そういう部分も、まだまだちょっと世界的には遅れている国の制度なのかなと私も思っておりますので、このことも、国に対しても声を上げていっていただきたいと思いますので、こちらのほうも私の意見として述べさせていただきます。

今回は、この2点の住民の皆さんの要望についてお話をさせていただきました。時間もございませんので、住民の皆さんからの様々な要望というのは、誰もが安心して暮らしやすい明和町を実現してくださいという切実な声でございます。行政の一番の仕事は住民福祉の向上。行政運営については様々な角度からのアプローチが求められております。

そこで、最後に町長にお伺いいたします。

今後の明和町において、住民の福祉向上を目指す観点からも、住民の願い実現の町、これを目指していただきたいと考えております。これについてのお考えをお示してください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、町長。

○町長（下村 由美子） 田邊議員から、住民の願い実現の町を目指していただ

きたいとおっしゃいました。本当に私もそういうふうに思っておりますし、本当に私も同感やなというふうに思っております。町民の皆様に寄り添い、そして、対話をしながら、それを大切にして、笑顔があふれるような町になってほしいというふうに思っておりますし、そういうふうな町をつくっていききたいというふうに思っています。

しかし、先ほども課長のほうからもありましたけれども、財政状況がなかなか厳しい状況であります。全てのご要望にお応えすることができたら、それは本当に素晴らしいことなんですけれども、なかなかそういうわけにもいくことができません。しかし、町民の皆様の声をしっかりと受け止めながら、できるところから一つ一つ、着実に進めてまいりたいと思います。皆様にもいろいろご協力をしていただかなくてはいけない部分もあろうかと思っておりますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 以前にも下村町長と少し立ち話的な話の中で、地方行政をやっていく場合には、限られた財政の中では、できることはできる、できやんことはできやんと、取捨選択、これはもう絶対必要であると、私もそれは認識していると、そのようなお話をさせていただいたこともあります。そういう中で、やっぱり声を上げにくい人とか、本当に困っている人がいらっしゃるということを絶対忘れないでいただきたい。その中で、セーフティーネットとして、網の目、大きな網の目やとこぼれ落ちる人がいらっしゃいます。そういう中で、その網の目を少しでも小さくできるような、そういうような施策をやっていただきたい。このことを求めたいと思います。

今回は、女性の地位向上に焦点を当てた質問をたくさんさせていただきました。誰もが自分らしく生きられる社会をつくる、そのために何をしたらいいのか。これは日頃私、ずっと考えていることでございます。そこには、性別、年齢、その人の特性など、これは全く関係ありません。誰もが尊重され生きられ

る、それが当たり前の社会をつくる。このことを多くの皆さんと共有をしていきたい。そして、実践される明和町である。そのような願いを持って、今回は質問させていただきました。このことを最後に述べさせていただきます、今日の質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（奥山 幸洋） 以上で田邊ひとみ議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

議事整理のため暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 10時45分まで休憩いたします。

（午前 10時 34分）

（午前 10時 45分）

○議長（奥山 幸洋） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

2 番 中井 啓悟 議員

○議長（奥山 幸洋） 2番通告者は、中井啓悟議員であります。

質問項目は、「障害福祉サービスへの町の考え方は」「放課後児童クラブの現状と課題」の2点であります。

中井啓悟議員、登壇願います。

（2 番 中井 啓悟議員 登壇）

○2 番（中井 啓悟） 議長より登壇許可がありましたので、通告に従い質問させていただきます。

初めに、2月7日に前世古口哲哉町長が不慮の事故によりご逝去されました。改めてご生前のご厚情に深く感謝するとともに、個人のご功績をしのび、心からご冥福をお祈り申し上げます。

さて、3月24日に執行されました選挙において、下村由美子新町長が誕生いたしました。本来であれば、新町長には、広域的に町政運営のお考えなどをお聞きするところですが、前世古口町長の思いを引き継いでいくとの路線で選挙戦を戦われ、また、世古口町政の下、副町長をしておられた経過も踏まえ、世古口町政から引き続いた内容の質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1項目めの質問として、障害福祉サービスについて、町としての考え方や今後の方向性などを、2点目として、放課後児童クラブの現状と課題を聞かせていただきますのでよろしくお願いいたします。

では、1項目めの障害福祉サービスへの町としての考え方をお聞きいたします。

改めてですが、障害福祉サービスとは、障害者総合支援法が定めるサービスの総称で、身体・精神・知的発達に障害を持っておられる方々、また、難病の方が自立し安心して暮らせるよう、日常生活や社会生活における困難に対して手助けとなる福祉サービスのことです。

この法律の中で、実施主体が自治体であること、また、国及び県はそのバックアップに努めることと、それぞれの役割・責任・義務が明記されております。

自治体である明和町としては、1つ目として情報の提供、2つ目に支援体制の整備、3、利用の調整、4、支援費の支給、5、支援費制度の利用困難者に対する措置、6、支援費・措置等の支弁と、以上の6つが主に示されておりますが、新規利用を含めた全体的な障害福祉サービスの利用者の増加、また、介護福祉サービスとは違い、50年、60年と長期にわたっての支援が必要であることを踏まえ、将来的な視点から、障害福祉サービス施策の方向性をどのようにお持ちなのかお聞きいたします。

○議長（奥山 幸洋） 中井啓悟議員の質問が終わりました。

これに対して、答弁を願います。

町長。

○町長（下村 由美子） ただいま中井議員から、将来的な視点から障害福祉サービス施策の方向性についてのご質問をいただきました。

刻一刻と変化する社会状況の中、様々な特性を持つ障害をお持ちの方が、多くの制約を受けて生じている課題があり、誰一人取り残さない社会、誰もが住みやすい社会となっていくよう取り組んでいく必要があると思っております。障害をお持ちの方々が自立した生活を送るために、個々のニーズに応じた継続的なサポートが不可欠であり、これを実現するためには、地域社会とも連携を深めながら、包括的な支援体制の構築が求められております。

また、障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、生活支援や居住支援のための機能等を地域の実情に応じた創意工夫により整備をし、障害のある方が自分らしく地域で生活できるよう、地域全体で支える体制・仕組みが必要であると考えております。

障害福祉サービスの利用者の増加や、長期的な支援の必要性を踏まえて、今後も地域のニーズに則した施策を展開していきたいというふうに思っております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

中井啓悟議員。

○2番（中井 啓悟） 誰一人取り残さない、住みやすい社会に向けて取り組んでいただける、また、サポートが不可欠であるとの答弁をいただいたんですが、これを踏まえながら、次に、障害福祉計画相談支援事業所についてお聞きいたします。

まず、障害福祉サービスを利用するに当たり、利用者は町に対しサービス等利用計画書を提出する必要があります。この計画書作成が言わばサービスを開始するためのスタートとなります。

そして、この計画書を作成するに当たり、そのお手伝いを行い、計画内容の評価及び見直し、またモニタリングを行う事業所のことを障害福祉計画相談支援事業所、以後事業所と言わせていただきますが、こちらがサービス開始の一步目を担う重要な施設であります。

町内には4か所あると聞いておりますが、現在の運営状況はどのようなになっているのかお聞きいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、福祉総合支援課長。

○福祉総合支援課長（稲浦 満） 現在、町内において、4か所の計画相談支援事業所がございますけれども、現状計画相談を受けていただいているのは、内2か所の事業所でございます。その2か所の事業所を中心に、各計画相談をお願いしております。残りの2か所の事業所につきましては、現状受入れが難しい状況となっております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

中井啓悟議員。

○2番（中井 啓悟） その前の答弁で町長が言っていたような、誰一人取り残さない社会、住みやすい社会に向けて取り組んでいくようなものを目指すどころか、なぜ、4か所のうち2か所が受入れ困難な状態にあるのか。また、稼働している2か所でも、新規の計画策定が十分に行われていないのではないかと心配するところなんです、この原因というのはどのようなものか、把握しておられるのか、お聞きいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、福祉総合支援課長。

○福祉総合支援課長（稲浦 満） 近年におけます福祉サービス事業所の増加というのが顕著でございます、事業所に係るウエイトというのが、一人一人の相談員に関するウエイトというのがちょっと高くなってきておることが、その要因の一つかとは思いますが、それに伴いまして、町内相談事業所を受け持つ件数というのも増加しておる現状でございます、現在利用者から新規で福祉サービスを希望される申請があった場合には、まずは先ほど申し

上げました2事業所にお願いをするんですけれども、その中で、ちょっとキャパ的なもので、ちょっと難しいということであれば、町外の事業所にお願いをして対応のほうをさせていただいております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

中井啓悟議員。

○2番（中井 啓悟） 利用者希望者の増加、それから、人員不足等々があると思うんですけれども、やっぱりそのあたりのところというのは、資金面というところで一定程度はカバーできるのかなというふうに感じます。

これを踏まえて、次に、支援事業所への補助金についてお聞きいたします。

県内市町の中には、事業所の赤字を補填するために補助金を出す自治体があると聞いております。明和町においても、今年度から、3年間の時限付ではありますが、事業所経営安定化及び支援体制強化、また新規導入促進を目的として、新規の相談1人当たり1万5,220円の補助金を出していただくこととなりました。

この補助により町内4か所、今ちょっと受入れが困難な2か所も含めて、この4か所全ての事業所の体制整って、かつ利用者数、利用希望者数と補助金のバランスが適正になり、事業経営が安定する。よって支援は十分であるとお考えなのかお聞きいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、福祉総合支援課長。

○福祉総合支援課長（稲浦 満） 四日市市や菰野町などの北勢地域を中心に、計画相談支援事業所に対して補助金を出している自治体というのはございます。明和町におきましても、今年度より、障害福祉サービスを利用するために必要な計画書の作成におきまして、新規1件につきまして、先ほどおっしゃいましたとおり1万5,220円の補助金を支給するというものを始めました。

この補助金によりまして、計画相談支援事業所の経営の安定や支援強化が十分であるかにつきましては、運用が始まったばかりということもあり断言することは難しいでございますが、今後も注視してまいりたいと考えております。

また、計画相談事業所の加算についても、有効に活用していくと安定化につながりますので、そちらにつきましても、町として加算をうまく活用することを相談支援事業所に、指導のほうしていきたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

中井啓悟議員。

○2番（中井 啓悟） 今年度からの事業ですが、4か所の事業所全てこの補助金を活用して、運用して始めておられるのか、現在の状況をお聞きいたします。特に受入れ困難な2事業所もこの補助金によって受入れができるようになったのかどうかというところを中心に。また、サービス利用希望者や事業所の担当者などからも、この新規の補助事業について、意見や提言等聞いているのかも併せてお聞きいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、福祉総合支援課長。

○福祉総合支援課長（稲浦 満） 4月から運用を始めたこの補助の事業でございますけれども、町内4か所の事業所のうち、2か所の事業所において、5月の末ですけれども、6件の実績がございます。残りの2か所の事業所については、先ほど申し上げましたとおり、ちょっと受入れが難しい状況でございまして、まだ実績というのにはございません。

この補助事業につきましては、計画相談事業所等の関係機関との複数回にわたり協議を重ねておりまして、県内自治体の事例等も参考にしまして、また、町の財政状況踏まえた上で実施した次第でございます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

中井啓悟議員。

○2番（中井 啓悟） 補助金額の問題だけではなくて、計画作成ができる人員がいるのかなど、様々な要因があるとは思いますが、ぜひ、新町長には、町全体の事業の見直しや仕分けをしっかりと上手に行って、予算を確保していただいて、資金不足が原因での障害サービスの停滞ということにはならないようお願いをいたします。

では、事業所の現状を踏まえ、現時点で考えておられる対応策及び今後の方向性についてもお聞きいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、福祉総合支援課長。

○福祉総合支援課長（稲浦 満） 計画相談支援事業所の課題というのは全国的なものでございます。計画相談支援事業所等の経営安定化を図りまして、また、人材の安定的確保を行うために必要な報酬額の改善、図られますように、また、引き続き計画相談支援等にかかる報酬単価の引上げ及び財政支援というのを国・県に対し要望してまいりたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

中井啓悟議員。

○2番（中井 啓悟） 町長が選挙公約と先ほどの施政方針でも掲げておられる4つの柱、まちづくりの中に、つながり、人と人との支えあい尊重するまちづくりには、障害者の自立に向けた支援の充実、また、育み、地域とともに人が育つまちづくりには、障害児への切れ目ない支援体制の充実などがあります。先ほど答弁いただいた、国や県などの様々な制度を活用することはもちろんですが、まずは障害福祉サービスの体制整備に、町として責任を持っていただいて、必要に応じて支援の強化の検討もしていただき、しっかり取り組んでいただくようお願いいたします。

では、次に、令和4年9月議会でもお聞きいたしました、手話言語条例の制定について改めてお伺いいたします。

このときの答弁では、関係団体と協議して、条例制定に向けた議論を進めていくとのことでしたが、いまだ制定には至っておりません。その後の進捗をお聞かせください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、福祉総合支援課長。

○福祉総合支援課長（稲浦 満） 現在、県内では三重県と松阪市、伊勢市などを含む4市が手話言語条例を制定しております。

明和町におきましても、現在、制定に向け準備を進めているところでありま

して、当事者や自立支援協議会などの関係機関との協議を重ねておりまして、また先進事例等を参考に、今年度中に条例制定ができるようしてまいります。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

中井啓悟議員。

○2番（中井 啓悟） 今年度中に制定していただけるものと期待をさせていただき、改めてお願いをして、次の質問に移ります。

では、放課後児童クラブの現状と課題についてお聞きいたします。

国は2015年に、児童1名に対し1.65平米の施設面積を確保すること、また1施設の児童数はおおむね40人以下にすることなどの基準が制定されました。

明和町は、過去に国が示す開所要件の定義誤認があり、施設面積及び支援員などが十分に確保できているのかなどの慢性的な不安がございました。このような中、児童クラブの委託先が、令和5年度より、前めいほう育成会さんから現委託先でありますシダックスさんに移行いたしました。

委託先を変更する目的としては、費用対効果の向上などが考えられますが、第一として、以前よりも児童保育の環境をよりよくするために行うことは定石であり、前以上を期待し、同時に担保するべきものだと思います。

これを踏まえ、委託費の推移及び苦情件数の推移、併せて、その内容をお聞かせください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育課長。

○教育課長（青木 大輔） 放課後児童クラブ委託費の5年間の推移は、令和2年度1,890万円、令和3年度1,800万円、令和4年度1,800万円、令和5年度2,744万円、令和6年度2,744万円となっております。

放課後児童クラブの委託については、令和4年度まで、めいほう育成会に委託して運営してきましたが、令和5年度以降の継続が難しくなったことから、同年度にプロポーザルを実施し、シダックス大新東ヒューマンサービスに委託することになりました。その際、国が定める開所要件に合わせた支援員を配置したところ、人件費の部分に増加することとなりました。

苦情件数については、令和4年度までは年に1、2件でしたが、令和5年度から委託事業者が変わったことにより、年度当初には手続の行き違い等があり増加しています。また、子ども同士のトラブルや苦情についてもありましたが、保護者に対しては丁寧に説明するよう指導しております。今後も関係機関と連携し、情報共有したいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

中井啓悟議員。

○2番（中井 啓悟） 委託先変更で、以前より委託費が1,000万円弱上がったことと、併せて支援員も増加しているにもかかわらず、苦情件数は上がり、保育環境が悪化しているのではと感じます。

同時に、現場は児童・職員とも想像以上に混乱しているのではないかと心配いたしますが、町や教育委員会、また、委託業者目線から見ると、個々の児童は小学校を卒業と同時に児童クラブも卒業していき、子どもたちは年々入れ替わっていきます。しかし、この環境下であっても、利用在籍している子どもたちと保護者がおり、保育環境が混乱している状態であろうと、そのときにその校区の児童クラブを利用するしかないんです。町としても、現委託先であるシダックスさんにおかれましても、懸命に努力をされているとは思いますが、一番にあおりを受けるのは、今いる子どもたちであるということを十分に認識、自覚し、責任を持っていただきたいと思います。

では、次に、入所希望者の状況についてお伺いいたします。

現在の待機児童数と障害児受入れ人数はどのようなになっているのかお聞きいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育課長。

○教育課長（青木 大輔） 現在、放課後児童クラブの待機児童数は8人となっております。この8人については、募集期間後に申込みがあった方で、期間中に申し込まれた方は全員受入れができていたような状況です。

現在、待機児童を出さないよう、使用していない旧学童の施設、それらを使

用することや、学校の空き教室などを利用することができないか等について、学校と委託先と調整を行っています。職員配置についても、追加で募集を行うほか、委託先の本部から応援体制を取るなど、協議を行っているところです。

また、障害児の受入れ人数については、現状2人となっております。2名とも常に目を離せないような状況ではないため、専属での支援員は配置せず、通常の運営を行っているような状況です。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

中井啓悟議員。

○2番（中井 啓悟） 募集期間の前に8人が待機しているとのことですが、募集期間が過ぎても受け入れられる体制づくり、また、障害児についても、すぐに目が離せないというような状況ではないということで、今専属の支援が必要ないからいいというものではなく、いつ申込みがあっても対応できる体制づくりに向けた取組を進めていっていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育課長。

○教育課長（青木 大輔） 現在待機児童の解消策として、斎宮においては、令和6年4月より、旧学童の施設を使用し、なるべく多くの児童が受入れできるよう対応しているところです。今後も職員の確保を図りながら、募集期間後に申込みされた方についても受入れができるよう努力したいと考えております。

また、障害児の受入れにつきましては、契約上受託事業者が特別な支援が必要な児童への対応を行うよう明記しておりますので、受託事業者において対応できる体制整備が整っておると思っております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

中井啓悟議員。

○2番（中井 啓悟） 前向きにいろいろ考えていただいておりますというふうに取り上げていただいたんですけれども、障害児の部分については、委託業者に一任したような感じにも取れましたので、ぜひともちょっと一義的な責任を持って、町としても進めていっていただきたいと思います。

では、次に、放課後児童支援員についてお聞きいたします。

放課後児童支援員とは、県の実施する認定資格研修を修了し、子どもや保護者に支援などを行う重要な役割を担っておりますが、おおよそ1施設に1人は必要であるとされております。

改めて現在の明和町にある施設数及び放課後児童支援員数をお聞きいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育課長。

○教育課長（青木 大輔） 現在、明和町には小学校区ごとに放課後児童クラブを設置していますので、5施設となっております。

また、放課後児童支援員数については、有資格者を各施設1名ずつ、斎宮は2名となっております。補助員を合わせると町全体で約30名おり、各施設の児童数に応じて配置人数を決めているところです。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

中井啓悟議員。

○2番（中井 啓悟） 国の定める配置人数がありまして、この事務的条件はクリアしていると思いますが、先ほど答弁いただいたように、斎宮には2名ということで、施設によって児童数の人数差があるということも踏まえながら、実情として、その利用している児童数に対して、十分な支援員を含めた人員の下、適正な保育ができているのか。事実上として、できているのかお聞きいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育課長。

○教育課長（青木 大輔） 明和町では放課後児童クラブの運営に関する基準を定める条例を定め、この条例に基づき運営をしております。この基準はクリアしていますが、定員を上回る上御糸放課後児童クラブや、斎宮の放課後児童クラブにつきましては、今後利用状況をしっかり把握し、保護者様へ安心してご利用いただけるよう対応したいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

中井啓悟議員。

○2番（中井 啓悟） 上御糸の場合ちょっと人数が多いということと、令和8年度には、明和北小学校の開校を控えて、恐らく大規模な児童クラブになると思います。しっかりシダックスさんと連携を取っていただいて、人員が足らなければ、無償で広報紙や行政チャンネルで募集をする。また、学校や地域との連携も不可欠ですので、より強固な体制づくりにも、これまで以上に取り組んでいただき、手厚い支援をしていただくようお願いいたします。

では、最後に、これまでの質問を含め、放課後児童クラブにおける問題、課題が山積しているとは思いますが、総括して、今後どのような対策を進めていくのか伺いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育課長。

○教育課長（青木 大輔） 放課後児童クラブの運営においては、支援員の確保が一番の課題となっており、特に小学校夏休み期間中は学童保育を利用する児童の時間が長いため、支援員の増員も必要となってきました。支援員を確保するための対策として、昨年度は町内の小・中学校で雇用する学習支援員に通知し、学校の長期休暇中、臨時的に学童保育の支援員として雇用する等の対策を実施しています。

今年度におきましても、同様の対策を講じるとともに、事業者と協力し支援員を確保するための情報発信等を行っていきます。

また、町と委託先のシダックスとで2月に一回定期的に実務者会議を行い、情報共有や課題等を聞き、必要があれば支援する方向で動いております。

さらに、学校における授業時間、行事等の情報交換が重要であるため、学校とよりよいコミュニケーションを図れるよう努めています。

今後も運営がスムーズにいくよう、取り組みたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

中井啓悟議員。

○2番（中井 啓悟） 答弁いただいたように、現段階で行っている苦情の対応

や、人員確保の取組内容など、詳細に聞きたいところではあるんですけども、前向きに取り組んでいただいております、改善されていくものと期待をしておりますが、今後もこの学童の件については、一般質問等で聞かせていただきます。

前委託先以降、現在においても、問題、課題はほぼ同様であると思います。なぜ委託先を変更することになったのか、原因はどこにあったのか、当時どのようなやりとりがなされ、町との連携、関係性はどんなだったのかなどは、今さら言っても仕方がないことなんですけど、このあたりについては、当時から指摘はしておりましたし、下村町長も、副町長として在職しておられましたし、下村教育長もおられました。その経過についてはおおよそ理解、把握をされているものだと思います。

現委託先であるシダックスさんが、前めいほう育成会さんのように替わることのないよう、お金の問題や大人の事情などがあっても、まずは子どもたちを第一に、温もりのある保育事業の推進を切にお願いいたします。

また、障害福祉計画相談支援事業所においては、今年度から新たな補助金制度が始まりましたが、一部の事業所を除き、形骸化している事実を踏まえ、不安感が拭えないというのが現段階の正直な気持ちです。今回の補助金制度が十分に生かされ、今後の課題を明確にするため、障害サービスの利用者や事業者の担当者意見を柔軟に聞き入れられる体制づくり、併せてこれに応えられる制度づくりへの前向きな取組をお願いいたしまして、本日の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（奥山 幸洋） 以上で中井啓悟議員の一般質問を終わります。

11 番 高橋 浩司 議員

○議長（奥山 幸洋） 3番通告者は、高橋浩司議員であります。

質問項目は、「町長のまちづくりについて」「町長のひとづくりについて」の2点であります。

高橋浩司議員、登壇願います。

(11 番 高橋 浩司議員 登壇)

○11番（高橋 浩司） よろしく申し上げます。皆さん、こんにちは。

議長より登壇の許可をいただきましたので、事前通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

初めに、先ほども中井議員よりございましたが、下村町長、さきの町長選挙でのご当選、誠におめでとうございます。

下村町長が掲げた公約、そして、先ほどの施政方針を通じ、故世古口哲哉前町長の思いや道半ばとなっている事業を継承し、明和町の発展と魅力的で持続可能なまちづくりを目指すことを表明されました。

「住みたい・住み続けたい 豊かな心を育む歴史・文化のまち明和」の実現に向け「つながり」「育み」「安心」「創造」の4つの柱を基に、副町長として、世古口町長を6年間を支えてきた強い決意を感じております。

今回、それらを踏まえ、これからのまちづくりと人づくりについてお尋ねしたいと思います。

まず、冒頭に、公約の全体を俯瞰させてもらい、4つの柱とそこにある30の取組を掲げられておりますが、その中で特に強化し、推進を加速するものは何でしょうか。また、逆に3月26日の新聞で「前町長が批判を受けている部分は見直す」との記事がありましたが、方針転換や中止を検討する事業などどうお考えかお尋ねいたします。

○議長（奥山 幸洋） 高橋議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（下村 由美子） 高橋議員から、私の公約、施策についてのご質問をいただきました。

先ほどの施政方針でも触れましたが、公約として掲げた「つながり」「育み」「安心」「創造」という4つの柱に基づき、30の具体的な取組を提案し、これらの取組は、全て「住みたい・住み続けたい 豊かな心を育む歴史・文化のまち明和」というビジョンを実現するために必要な施策であり、どれも重要なものです。しかしながら、限られた財政状況や人材不足などの制約がある中で、全ての取組を同時に進めることは難しく、優先順位をつけざるを得ない状況にあります。

このことから、特に大きな財源が必要な事業などについては慎重に判断する必要があり、例えば庁舎建設や道の駅整備構想について、庁舎建設は有利な財源を確保しつつ、行政手続のオンライン化などDX推進等を進めることで、中止するのではなく、建設費の抑制など、効率的な庁舎建設を検討していかなければならないというふうに考えております。

また、道の駅整備構想についても、道の駅整備を目的にするということではなくて、商業地域として活性化が図れるよう、土地利用の見直しにも取り組みつつ、民間の開発なども検討していく予定であり、その他の投資的事業、新規事業などにおきましても、しっかりと優先順位をつけながら取捨選択していく考えでおります。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

高橋浩司議員。

○11番（高橋 浩司） ありがとうございます。

答弁で優先順位をつけ、取捨選択していくと言われましたが、実際その30のうち、強化すべき推進を加速する、逆に方針転換や中止を検討する、そういった取組について、具体的なお考えがあればお聞かせください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、町長。

○町長（下村 由美子） 具体的な強化、推進、加速する取組や方針転換、中止を検討する取組について、現時点での考えをお示ししたいと思います。

まず、強化、推進、加速する取組として、「つながり」の柱の部分におきま

しては、高齢者支援や障害者支援の充実に重点を置きたいと思っております。特に健康づくり事業を強化し、健康寿命の延伸を目指していく。また、障害者自立支援や、多様性の認知をさらに進めていきたいと考えています。

「育み」の部分につきましては、明和北小学校の整備、そして、コミュニティスクール、小中一貫教育の推進に注力し、学校施設等の跡地利用についても取り組んでいきたいと思っております。また、こども食堂の町内拡大や、郷土愛を育むことができる教育の推進、そして、障害児への切れ目ない支援体制を図っていきたいと考えております。

「安心」の部分につきましては、消防力の強化や、防災情報の充実に進めていきたいと思っておりますし、また、地域公共交通の充実や、特にデマンド交通と町民バスの改善に注力していきたいと考えております。温室効果ガス削減に向けた取組も強化し、雨水排水計画も見直しを進めてまいりたいと思っております。

「創造」の柱の部分につきましては、後継者育成支援であるとか、起業支援、農地集積や漁港の活性化など、地域産業の振興を推進していきたいと思っております。また、公共施設の長寿命化計画を進めて、デジタル化を推進してまいりたいと思います。

一方で、方向転換や中止を検討する取組としましては、庁舎建設につきましては、老朽化や新耐震基準を満たしていないこと、そして、防災の観点からも総合防災センター、仮称ですけれども、整備計画について、現状の財政状況を鑑みながら、有利な財源を確保しながら、探しながら、建設費の抑制が図れないかというふうに思っておるところでございます。その辺を探っていききたいなというふうに思います。

そして、行政手続のオンライン化や、各種業務のDX推進と組み合わせて、効率的な庁舎建設を検討していきたいというふうに考えております。

道の駅の整備構想につきましては、商業地域としての活性化を目指し、道の駅にこだわることなく、土地利用の見直しや民間開発の可能性を探ってまいり

たいと思います。

そのほかの投資的な新規事業や、大規模投資については、やはり財政状況を踏まえながら、費用対効果を精査し、必要に応じて取捨選択をしてみたいと思います。

これらの施策を通して、限られた財源や人材を有効に活用しながら、「住みたい・住み続けたい 豊かな心を育む歴史・文化のまち」の実現に向けた取組を進めてみたいと思いますので、ご理解、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

高橋議員。

○11番（高橋 浩司） 分かりました。

答弁いただきましたように、30ある取組は町の将来を見据え、財政と人材、その他バランスを取りながら進める必要があると思います。また、掲げる施策に加え、また、今後新たに課題・問題も出てくると思います。そういった状況では、特に公約に縛られない柔軟な判断が必要になるところもあるかと思います。人材と財政については、後ほど伺うとして、通告の質問に入りたいと思います。

まず、町のまちづくりとして、町財政の現状と課題について伺いたします。

町長は公約で、財政健全化プランに沿った運営を掲げています。先ほども触れられましたが、現在、建設中の明和北小学校の整備や、答弁の中で中止はしないとおっしゃられた役場庁舎や防災センターの整備など、予算規模の大きな事業が今後控えております。また、明記されておりませんが、約20年後には新小学校の建設の予定もあります。これらと同時に、既存施設の改修や維持管理が適正に運営できるのか、不安を感じておりますが、いかがでしょうか。答弁願います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、町長。

○町長（下村 由美子） 財政健全化プランは、令和3年度から令和7年度の計

画で、持続可能な財政運営を基本理念といたしまして、基本方針として、まず 1 番目に歳入確保の推進、2 番目が歳出抑制の推進、3 番目が公共施設等の適正管理の推進、4 番目が民間活力などを積極的に取り入れた事業の推進、5 番目に材育成の 5 つの基本方針を掲げて、令和 7 年度末の目標である財政調整基金残高10億円以上、それから、全会計の起債残高を約200億円以内、それから、実質単年度収支黒字の目標指標を達成するために、今進行管理を行っているところでございます。

具体的な取組といたしましては、歳入確保として、主にふるさと寄付、企業版ふるさと納税、ネーミングライツ、クラウドファンディングの推進などに取組み、財源確保に努めているところです。

一方、歳出抑制などとしては、事業の見直しであるとか、業務の外部委託、公共施設の統廃合・包括管理の導入、A I の活用など、D X 推進などの取組を行っているところです。

現プランとしましては、残すところ本年度と来年度の 2 か年となりました。現在建設中の明和北小学校は、このプランの最終年度である来年度に整備を完了する予定で、その事業費を考慮しつつ、目標達成に向けて進めているところです。

そのような状況の中、今後予定している20年後という新小学校であるとか、庁舎及び防災センターの整備など、予算規模の大きな事業につきましては、現在の財政健全化プランの目標数値や令和 8 年度以降の財政健全化の考えの中で、しっかりと優先順位、有利な財源、財政状況などを考えながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

高橋浩司議員。

○11番（高橋 浩司） 7 年度までの財政健全化プラン、その進行管理を行っているとのことですが、現時点での財政健全化の状況はどのようになっているのでしょうか。また、そのふるさと寄附など、歳入確保、いろいろこのクラウドフ

アンディングであるとか、企業版のふるさと納税であるとか、いろいろおっしゃられましたが、不安定であるというふうにちょっと感じざるを得ないと。中長期の見通しは、財政確保に関してどうなっているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 先ほどのご質問に対して、各目標に対する現在の状況につきましては、令和7年度末残高で200億円以内を目標としたところ、現段階で今196億円という起債残高となっております。実質公債費率につきましては、目標12%以内、最大でも14%以内という目標に対して、令和4年度決算において、11.3%。将来負担比率、目標として125%以内、最大でも140%以内に対して、令和4年度決算で70.4%というような状況になっております。

現在のところ、全て目標値内ではあるものの、気を抜けるような状況ではないことから、引き続き緊張感を持って財政健全化のプランに取り組んでまいりたいと考えております。

また、ふるさと納税の中長期的な見通しにつきましては、経済状況とか、制度の改正などもあって、外部要因も影響することから、現時点で断定的な見通しということはなかなか示すことが困難ではあるんですけども、ふるさと納税の活用については、財政健全化に向けた重要な施策と位置づけておりまして、状況の変化に対応しながら、例えば松阪牛や地域の特産品、御糸織とか擬革紙など、伝統工芸品を生かした返礼品であったり、地域限定の返礼品など、さらなる拡充に取り組んでまいりたいと考えております。

ふるさと納税以外にも、企業版ふるさと納税の推進について、企業誘致だけでなく、公約にもありましたように、後継者の育成、起業を目指す方への支援などにも取り組みながら、あらゆる財源確保を図れるように取り組む予定でございます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

高橋浩司議員。

○11番（高橋 浩司） ありがとうございます。

現時点で、目標値内ではあるが、気を抜ける状況ではないというふうに答弁があったと思います。今後も5つの基本方針により歳入確保、歳出の抑制、民間活力の積極的な推進を要望してもらいながら、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、企業誘致と町内事業者支援についてお尋ねいたします。

前町長は、雇用と税収確保のため、積極的に企業誘致のトップセールスを行い、町内事業者の成長の支援を行ってきました。しかしながら、下村町長の公約には企業誘致や町内事業者への支援、それらの言及がありませんので、気になる、ご質問させていただきます。

企業誘致で言えば、明星地区の事業所用予定地や明和工業団地の拡張、そして、ビーフロード沿いの土地について、幾つかそういったお話があったかと思うんですけども、今後どのように進められるのかお答えください。

また、まちづくりや防災・減災に不可欠な町内のインフラ関連事業者への支援として、以前にも質問させていただきましたが、公共工事の平準化推進に対する町長のお考えをお聞かせください。

さらに、公約である大型商業施設周辺土地の活性化を図るための検討について、道の駅を中心とした構想を示していると思われそうですが、改めて、これまでの進捗状況と今後の見通しについてご答弁をお願いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、町長。

○町長（下村 由美子） 前町長は、雇用創出と税収増加を目指して、企業誘致と、それから、町内事業者支援のために積極的に事業所訪問などに取り組んでまいりました。

私の公約の中に、企業誘致という言葉は明記されていませんが、これは必ずしも企業誘致に消極的だということ、そういう姿勢を示すものではなく、公約にも掲げてありますように、産業振興の推進という中で、企業誘致も含めて重

要な政策課題の一つと捉えて、公約以外にも様々な形で取り組んでいく所存でございますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

次に、前町長から進めています明星地区事業所用地造成事業や明和工業団地の拡張事業、そして、ビーフロード沿いの調査についてご説明させていただきたいと思います。

既に企業から拡張の意向が示されております明和工業団地の団地拡張につきましては、現在地権者との調整も図りながら、今年度、多気東部土地開発公社により鑑定評価や測量、概算設計を進めていく予定となっており、今後、企業、地権者と密に交渉等を重ねながら、資金計画や実施計画、用地買収や造成へ進めていく予定としております。

また、明星地区の事業所用地造成事業につきましては、多気東部土地開発公社により、鑑定評価、測量は済んでおりますが、現在、企業から具体的な進出の意向がない状況であることから、産業用地として今後も企業訪問であるとか、三重県等とも連携してPRしていく予定でございます。

また、ビーフロード沿いの土地調査については、企業からお話があればすぐに立地ができるよう、事前に町において文化財の調査を進めるといった内容だったと思います。ビーフロード沿いのみならず、町内の遺構がある場所では、どうしても調査が必要となってきます。ビーフロード沿いで遺構のあるところは限られておりますが、企業からのお話がある場合には、遺構のない場所の提案なども含めて、対応が必要かなというふうに考えておるところです。

また、ビーフロード沿いは、周辺の自然環境資源を生かした事業の誘致は可能ではないかと考えているところから、アウトドアなどが楽しめるような施設や事業などが誘致できるよう、推進しているところでございます。全庁的な対応にはなりますが、遺構のある場所であったとしても、遺構調査が高額な費用がかかるという理由で頓挫させるのではなく、企業誘致の観点として、内容や規模、財政状況にもよりますが、企業からの打診があれば、遺構調査の相談などにも積極的に乗れる体制づくりと、誘致活動を推進してまいりたいと思いま

す。

次に、公共工事の平準化についてでございますが、私が副町長在任中の昨年の6月議会でもご質問いただいたところです。議員がおっしゃられるように、町内事業者の皆さんの支援としても、また年度末に工事が集中することを避ける上でも、平準化を推進する必要性は認識しております。

令和元年に改定された新担い手3法として、これは、公共工事の品質確保の促進に関する法律と、建設業法、それから、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律ですけれども、公共工事の施工時期の平準化の推進は発注者の責務として位置づけられておりまして、当町においてもより一層の取組を進めていく必要があると考えております。

そして、また、国土交通省の取組として言われている「さしすせそ」で見ますと、「さ」の債務負担行為の積極的な活用については、工事では実績がなかったものの委託工事では実施させていただいたほか、継続費として明和北小学校整備事業において実施しております。

「し」の柔軟な工期の設定については、工事規模が小さいものについては対応が難しいものの、引き続き閑散期工事に努めていきたいと考えております。

「す」の速やかな繰越手続については、土木費の町道改良工事で9月に繰越手続を行ったところであります。

「せ」の積算の前倒しでは、近年上水道で前年度に設計を行うなどとしていきます。

「そ」の早期執行のための目標設定では、0.6以上の数値目標を設定しており、第2四半期までに8割以上の発注を目標としています。

その他平準化を推進するための新年度の工事発注予定についても、令和6年度は前年度より1か月前倒しして実施するなどしており、これらを併せて進めることにより、少しでも平準化につなげるよう引き続き取組を進めていきたいと考えております。

町の単独事業においては、可能な限り平準化に向けて取り組むことができる

のですけれども、国庫補助事業などにおいては、国土交通省や総務省などから、公共工事の工期の平準化に向けた取組を求められているところではありますけれども、国庫補助事業は、補助内示や交付決定が前年度末や年度開始後となることから、その取組が難しい状況となっているのが現状であります。

このことから、町としまして、町村会を通じて、地方自治体が工期平準化に取り組めるように、国においても国庫債務負担行為を設定し、適切な時期に、補助内示や交付決定を行っていただくなどの取組をしていただけるように要望しているところです。

次に、大型商業施設周辺地の活性化を図るための検討について、これまでの経緯といたしまして、令和3年に国の官民連携基盤整備推進調査費補助を活用して、明和町における新たな道の駅整備による広域観光拠点形成のための基盤整備検討調査というのをさせていただきました。三重南部地域のゲートウェイとなる広域観光拠点として、さらなる交流人口の増加や地域の活性化等を図る道の駅や、健康づくりの拠点整備を検討するための基礎情報の収集及び調査をさせていただきましたところです。

その調査結果を活用し、道の駅整備に向けた企業誘致、国への要望等を実施してまいりましたが、しかしながら、新型コロナなどの社会情勢の変化もあり、現在のところ既存の大型商業施設の企業やコンサルタント会社など道の駅整備を含む意見交換を実施し、大型商業施設周辺地の活性化に向け、また、令和5年に策定しました明和町都市計画マスタープラン中の土地利用計画、そして、今後作成を予定しております立地適正化計画や特定用途制限地域、用途指定などの土地利用の観点からも、商業拠点としての活性化の方法について、単に道の駅という手段にかかわらず検討を進めているところで、その検討するための協議会についても段階的に準備を進めていきたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

高橋浩司議員。

○11番（高橋 浩司） ありがとうございます。

3つほど答弁をいただきました。まず、明和工業団地の拡張については、既存事業者さん、企業からの拡張の意向があるということで、地権者との調整を図りながら、いわゆる既存企業がこういった意向で拡張したいのかとか、そういった調整をしっかりと図りながら、進めていただくようお願いいたします。

さて、明星の用地についてですが、今のところその意向を示している企業がないということなので、せっかく費用かけて鑑定等をしたわけなので、しっかりと誘致を進めるよう、考えをどうお持ちかお聞かせ願いたいと思います。

また、少なくとも私の記憶では、ビーフロード沿いに進出しようか、土地を探しているんだという企業が、少なくとも私の記憶の範囲4社、5社ほどあります。その事業者さんが言うには、役場いろいろ開発、そこに立地をしようと思ったときに、いろんな規制であるとか、排水であるとか、水道が来ているとか、そういったことを調べさせてもらったときに、当然現地も確認しながら、役場へ来ているんですけれども、そこで一番ネックになったのが、そこにはもう史跡、遺構があるんで、数千万単位、面積によっては億単位かかるんだということを言われて、それでは無理やということで、いわゆるそれだけで、この投資が合わないということで断念されたというふうに聞いております。

地元のほうからも、そういった形で話が聞こえてきておりますので、そういった門前払いという言葉は悪いんですけれども、せっかく企業が来ようとしておるところに、先ほど町長おっしゃられたように、あの路線沿いで遺構のないところもたくさんありますよね。そういったことをしっかりと確認してもらいながら進めてもらう必要、企業誘致の観点から、調整を図ってもらう必要があるのかなと思います。

あと、公共工事の平準化に関して、いろいろ取り組んでもらっていることは分かったんですけれども、この平準化には、町独自の仕組みが有効じゃないのかなと考えます。例えばの話なんですけれども、先ほど町長もおっしゃられた交付金や補助金はいろいろ縛りがあるということで、町の裁量でできる町単工事、いわゆる平時の工事予算を100とすれば、7年度に8年度分の50を前倒し

して、7年度に150の予算を組むと。そのうち100を7年度に普通に執行しながら、50の分を年度末の2月に発注して、4月には着手できるようにすると、それを8年度にまた100に戻して、それから、ずっと100、100でいけば、1年だけ50が前倒しになるだけであって、平準化は持続可能に続けられるんじゃないのかなというふうに思います。

これに関して、いわゆるそういう契約とかに関して、担当しておる県の職員さんに聞いたところ、非常に有効ではないかと。議会の承認はもちろんいる訳なんですけれども、そういった仕組みをつくりながら、今ちょっと道路関係のことを代表していただいているとは思いますが、全庁的にそれを考えていただければ、もう少し平準化が進むんじゃないのかなというふうに思うんですけれども、それらに関する町の今後の方針についても、お聞かせください。

最後に、大型商業施設の活性化、いわゆる道の駅にこだわらずという話だったんですけれども、協議会の設置はいつ頃を予定しているのか、お伺いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 質問3つほどいただきました。

まず、明星地域事業所用地についてですけれども、ここに関しては、先に町が買い取って、伐採、造成をするような計画ではなく、具体的な話があった中で、初めて事業計画をすることとなり、それまでに先ほども答弁ありましたように、三重県とかと連携しながら、事業所訪問等して、誘致活動を展開していきたいと思います。

ビーフロード沿いの企業からの相談についてですけれども、こちら企業誘致担当として、情報共有というのができていない事案もあることから、今年度関係の深い部局と情報連携ができるような、アプリといいますか取組を運用していく準備を進めておりまして、他課との情報共有とかしっかりできていれば、このようなこともなかったかなと。企業誘致担当として、内容や規模等にもよりますけれども、企業から遺構調査の相談などがあったら、積極的に相談に乗

れるような体制づくり、誘致活動の推進が図れるよう行っていきます。

また、ビーフロード沿いには、遺構のない場所も多くありますことから、先ほども答弁でも触れましたが、自然環境も生かしたアウトドアが楽しめるような施設や事業所、事業などを誘致、また、逆に、あのあたり古墳もありまして、古墳というような資源を生かしたような誘致なども、その地域の特性、土地利用を生かした誘致も進めていきたいと考えております。

公共事業の平準化については、町挙げて取り組むべき課題と考えております。昨年の9月では、昨年も道路関係の町単事業を前倒しして予算化し、新年度当初に工事を想定して取り組んできました。ほかの町単事業においても検討していく必要があるとは考えております。前倒しして予算を確保して、繰越しを確保することは、平準化に有効な手段と考えておりますので、今年度以降も引き続き、他の事業担当部署とも連携しながら、しっかり取り組んでいきたいと考えております。

最後に、大型商業施設周辺地の活性化に関しての検討協議会はいつ頃かというところなんですけれども、現在関連の民間事業所さんの意向も確認をしながら設置を検討しているところではございます。しかしながら、具体的な時期は現段階ではちょっとお示しすることができないんですけれども、道の駅にこだわることなく、前向きに大型商業施設周辺地の活性化に向けて、土地利用見直したり、民間開発の可能性を高める取組に推進して、段階的に勉強会とか検討協議会の設立を進めてまいります。

○議長（奥山 幸洋） ちょっとお諮りいたします。

質疑中ではありますが、お昼時間が近くなっております。ですので、高橋議員、ここで昼食時間取らせていただいて、質問のほうから1時から始めさせていただきますということで進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、昼食のため暫時休憩したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） では、午後 1 時から再開いたします。よろしくお願いいたします。

（午前 11時 52分）

（午後 1 時 00分）

○議長（奥山 幸洋） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

質問のほうは行政側の答弁が終わりまして、高橋議員の質問から始めさせていただきます。

高橋議員。

○11番（高橋 浩司） 企業誘致の産業用地というか事業所用地ということで、明星の土地についてご答弁をいただきました。

これら先ほども申し上げましたが、地権者との接触もおありかというふうに聞いておりますので、そういったことも含めて投資した額が大きいので、それらが無駄にならんようにしっかりと誘致活動を行っていただきたいと思います。

また、ビーフロード沿いについては、これも答弁にもありましたが、ビーフロード沿い遺跡、私、確認させてもらったんですけれども、そんなに多くないんです。それを傷つけないエリアであるとか、課長言われたように遺構を生かした土地利用であるとか、そういったいわゆるレジャー施設であるとか、自然環境、いわゆるきららの森、斎宮調整池、これらの自然環境、地域資源が生かせるような、そのエリアになじむ業種の誘致に向けて取り組んでいただきたいと思います。地元の方らも、そういった産業を誘致するのではなくて、そういった観点で誘致してもらいたいというのが多くの意見やと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

次に、平準化の推進については、今後も役場全体で取り組むよう期待します。

大型商業施設周辺の活性化、これはいろいろ道の駅であるとかこだわらない

という町長の答弁にもありましたが、いろいろな情報が住民さん伝わってしまっていて相当期待値が上がっているというにも感じます。そういったことも含めて関係機関と調整を図りながら、経済情勢を見て町財政も鑑みながらいい形のを誘致できるようにしていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

続けて、上水道についてご質問させていただきます。

皆さんご承知のとおり、町の上水道管は老朽化が進み、また能登半島地震の断水被害からも、町の防災対策として水道管の改修、耐震化は急務と言えます。

老朽化による漏水事故は各地で発生しており、この4月には金剛ヶ丘自治会内で2か所で連続で発生しました。また、先月、山大淀で老朽管が原因ではないものの水道事故が起こり、断水と水の濁りが長時間にわたり、地域の皆さんに大変なご迷惑とご不便をおかけしました。

これらを踏まえてご質問いたします。

町長の公約には上水道について触れていませんが、老朽管の更新であったり、耐震化、水源地施設の改修など今後のお考えを教えてください。

また、それらの事業推進に当たってはその財源、それと水道技術者の育成が不可欠だと考えますが、その点についてもお考えをお尋ねいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、町長。

○町長（下村 由美子） まず、漏水事故、それから修繕工事等で断水または濁水の発生につきまして、給水区域内での上水をご利用いただいている皆様に大変ご不便、そしてご心配をおかけしましたことをおわび申し上げます。

ご指摘のとおり、漏水事故は布設からの経過年数が長い老朽管で発生することが多く、修繕工事においてもバルブ等の老朽劣化による機能不全、水道管内の汚れの蓄積等により広い区域で濁水が発生するなどの傾向が見られます。

町では、令和2年度に策定いたしました管路耐震化・更新計画に基づき、令和4年度から本格的な老朽管更新事業に着手しておりますが、費用や施工管理体制の課題もあり、ペースアップが難しい状況であることを認識しております。

また、施設の耐震化につきましては、水源地施設に関しては耐震調査により機能が維持されているものと判断しておりますが、管路に関しては老朽管を中心に耐震化が進んでいない状況にあり、老朽管更新と併せて計画的な事業推進が重要だと考えております。

一方、水道事業経営に関しましては、現在の年度収支においては黒字を維持しておりますが、先ほどの老朽管更新工事や管路耐震化を進める上で長期的な資産の減少と起債償還額の増加が見込まれており、長期的な視点での使用料の見直しの検討は避けられない課題だと考えております。

なお、現行の水道料金は、令和3年度に策定いたしました上水道事業経営戦略を踏まえて令和4年度に引上げをさせていただいたところです。しかし、同計画においても、今後の老朽管更新、管路耐震化を進める上では一定の時期において引上げが必要であるとしており、今後の料金水準の検証と適正な料金見直しの検討を行っていく考えでございます。

また、技術職員の育成に関しましては、近年の水道技術経験者の退職により、水道事業に精通した職員の確保が難しい状況であると認識しており、専門技術者の育成に努めるとともに、土木、建築等の職種も含め、近隣の大学、高校へ働きかけを行うなど計画的な採用に取り組んでいるところでございます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

高橋浩司議員。

○11番（高橋 浩司） ありがとうございます。

答弁では、令和2年策定の耐震化・更新計画のペースアップには、費用や施工管理体制の課題もあって難しいと言われました。3年策定の上水道の経営戦略によるさらなる料金の見直しも必要な時期が来るのではないかと、そういったことも言われました。

水道技術者の早期退職など人手不足も深刻ではありますが、料金のことを言われましたので、あえて言いますと、人口減少でいわゆる料金の収入が今後減少していくのではないかと思います。水源地の耐震性には問題ないとは言わ

れましたけれども、耐震性の先に耐用年数とかいろんな部分が考えられるんじゃないのかなというふうに思います。

そういった災害リスクとかも含めて、今の課題を解決するには一朝一夕には問題解決にはならんことが多いと思うんですけれども、全国的なことを言いますと、水道事業の広域化というのが進められています。水道施設の整備、運営コストの削減、サービスの安定化、災害対応の強化というのが広域化によって図られています。また、民間委託やコンセッション方式、いわゆる運営権の譲渡を行っている自治体もあります。町の抱える課題を踏まえ、これらの手法を検討してはどうかなというふうに思います。

また、災害対応として皆さんご承知かと思うんですけれども、能登町で町が管理するいわゆる水道本管は復旧したんですが、その水道本管から個人宅、いわゆる家の配管ができないために水が使えないということが多数発生しているということを聞きます。あつてはならんのですけれども、今後もしものときのために、そういった自己復旧が経済的に困難な非課税世帯などを対象に、町が本管を復旧しても個人配管ができないところを町がそういった経済的に苦しいところに関して支援をして、水が使えるようにするということも考えたらどうかなと思います。

そして、ちょっと話はそれるんですけれども、災害時における水の確保として上水道でなければ駄目なんだということではなく、水が必要で例えば井戸の水でも十分いわゆるトイレを流したりとか、すごくそれに助かっておるというふうに聞きます。いわゆる町が設置するような公設井戸、また事業所や個人が所有する井戸を協定書や登録とかをしてもらって、そういった災害時に井戸の水を確保するということを考えてもらってもいいのかなというふうに思います。

いずれにせよ、町の抱える上水道での課題解決は、住民の安全と安心を確保しながらおいしい水を安定して供給することが最も重要かと思います。そのために耐震化や老朽管の更新、そして上水道事業の経営戦略、中長期で必要に応じて見直しながら着実に推進していただくことを要望し、次の質問に移りたい

と思います。

次に、農業用水のパイプライン化と荒廃農地の対応についてお尋ねいたします。

町長の公約で、農地の集積や遊休農地の対策の取組が掲げられていますが、平成27年に採択された県営のパイプライン化事業3路線、中村池線、明星2号線、上村線の3路線の幹線整備が令和5年度に完成しました。農地の集積には担い手支援が重要であり、幹線整備がされたものの、その生産性を向上したり、施設の維持管理の省力化、そして節水効果など、いわゆる効果を発揮するためには支線整備が不可欠だと考えます。

この県営事業の総事業費と費用対効果及び今後の町の支線整備の方針と計画を教えてください。

また、耕作放棄地対策はもちろん重要ですが、町内各所で見られる再生不可能と思われる荒廃農地というか、荒廃土地をどのように耕作可能な農地へ復元するのか、その方法についてお聞かせください。そして、そのような状態を未然に防ぐ手だても必要かと思いますが、そういったお考えはおありでしょうか。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、町長。

○町長（下村 由美子） 高橋議員より質問いただきました県営宮川用水パイプライン事業の幹線整備につきまして、平成23年度に事業着手し、そして先ほど議員からもありましたように令和5年度に完成いたしました。

このうち中村池線、明星2号線、上村線の3路線の幹線整備の総事業費は約14億7,500万円でございます。そして、この幹線より用水の供給を受けて各圃場へ用水を供給する支線につきましては、牛葉斉明線以外は整備が未着手のような状況でございます。

農業用水のパイプライン化の投資効果といたしましては、各圃場に設置された給水栓から用水を供給し、必要時のみ用水供給となるため、無効放流が少なくなり、用水の節約につながるということです。また、パイプライン化により開水路から暗渠化されることにより、用水路清掃等の維持管理の低減にもつな

がると考えられております。

また、耕作放棄地対策に関しましては、これまでも担当課で取組を進めてまいりましたが、現在も新たな耕作放棄地の発生は増加傾向にあります。耕作放棄地の中でも荒廃農地については農地への復元が困難でありますことから、有効な活用方法については実態に即した対応が必要ではないかと考えているところです。

この県営パイプライン事業の費用対効果及び今後の町の支線整備の方針と耕作放棄地対策、荒廃農地対策につきましては、担当課長のほうより説明をさせていただきます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（坂口 昇） ご質問いただきました県営宮川用水パイプライン事業の費用対効果についてお答えをいたします。

この幹線整備の事業計画での費用対効果算定を行う総費用は、3路線の幹線整備事業費14億7,500万円に支線整備事業費を合わせた事業費でございます。

対してその投資効果は、先ほど下村町長がお答えをしました維持管理費低減効果のほか、パイプライン化により労働力の低減が図れる営農経費節減効果、そしてパイプライン化により安定した用水供給が可能となり、作物の生産性向上が見込める作物生産効果などの総便益額から費用対効果を算出しております。しかし、現状では支線整備が未着手・未完成の状態となりますので、パイプライン整備の投資効果が得られていない状況でございます。

このような状況を県としても重く受け止めていただいて、補助事業の見直しを実施していただきました。そして、その結果、今年度より整備面積要件も緩和がされ、国・県の補助率も以前の75パーセントから84パーセントとなるなどの改善を図っていただいたところでございます。しかし、補助率が改善されたにせよ、事業実施に当たっては受益者の皆様に事業負担金が発生いたします。以前より高橋議員から自動給水栓に対するご意見もいただいておりますことも踏まえまして、農家負担が軽減できるよう、さらに県にも働きかけをしなければ

ばならないと考えております。

また、支線整備に当たりましては、土地改良法上、3分の2以上の同意が必要となっております。しかし、県の担当からは、全ての地権者の同意が得られるよう求められております。これらを踏まえまして、受益者の皆様に支線整備へのご理解が得られるよう、まず事業計画を策定し、細やかな説明を行いながら事業への同意をいただいて事業着手ができるよう、関係機関とも連携して取り組んでまいりたいと考えております。

また、耕作放棄地は農業従事者の高齢化や減少、そして相続により非農家や町外在住者が所有するなど、町内だけでなく全国的に増加している問題でございます。

現在、町内には2,037ヘクタールの農地がありますが、そのうち46.6ヘクタールが耕作放棄地となっております。一度、耕作放棄地になり、荒廃が進むと農地として復元することは非常に困難です。議員のご質問にございました再生不可能な荒廃農地の復元につきましては、これまでも国・県・農地中間管理機構などと連携を図りながら所有者に働きかけるなどの取組も進めてまいりましたが、抜本的な解決に至っていない状況でございます。

まずは、農地の荒廃化が進行する前に、農業委員会が実施します農地パトロールにより荒廃化の前兆の確認と所有者への働きかけに加えて、耕作や管理が困難な方々が所有される農地の中でも利用権が設定されていない荒廃化の可能性が高いケースについても、取組を進めていく必要があると考えております。対象のエリアを設定し、その中で先ほどの条件に照らし合わせて対象農地のリストアップを行い、所有者などに意向調査を実施し、担い手につないでいくように取り組んでいきたいと考えております。

しかし、荒廃化が進行した農地の復元には所有者の意向、費用、労力など多くの課題が伴います。このような状況の中で、先ほど下村町長が申し上げましたとおり、実態に即した対応も必要ではないかと考えておりますことから、国・県にも相談の上で先進事例も参考にしながら町としての対応策、活用策を

検討し、探ってまいりたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

高橋浩司議員。

○11番（高橋 浩司） ありがとうございます。

まず、農業用水のパイプライン化の推進と荒廃した農地というか土地の対策強化は、農業振興や農地の保全にとって非常に重要な課題やと思っております。

課長からの答弁にありましたが、町長もおっしゃられたんですけれども、何か節水とか維持管理とかおっしゃられたんですけれども、これはあくまでも自動給水栓なりアングルバルブなりを圃場に水が入ってこそそのいわゆるB／Cとか、費用対効果ということかなというふうに僕は理解しとるんですけれども、それはそれとして100パーセント同意というのはなかなか現状としては難しいんかなというふうな、全ての人というふうに言われたかね。そういう幹線をやるに当たっては3分の2以上の方が同意しとるはずなので、そういったことから丁寧な説明があれば同意は得られるんじゃないかなというふうに思っております。

それが足かせになっておるといって、また言葉悪いんですけども、課長触れられた自動給水栓が高額で、その費用の負担が個人の負担金に大きくのしかかっているということ、これが使い勝手がよくて本当に便利なものであればいいんですけども、非常に評判が悪くて、以前、令和元年やったかぐらいに私、一般質問させてもらって結構クレームをもらったんですけども、それらが要件になっておると思うんです。それらを県とかに折衝して自動給水栓じゃなくてアングルバルブでもよくなれば、さらに個人からの負担というのが軽減されるんじゃないかなというふうに思います。そういったことも含めて地権者に丁寧な説明を行ってもらいながら、支線整備が進むように考えてもらいたいと思います。

農地の再生というのが、草を刈ってトラクターとかで起こせば農地は回復したみたいに言われるんですけども、実際そうじゃなくて、担い手さんとかい

ろんな話を聞かせてもらう、議員さんの中にも農家さんみえるんですけども、実際1年、2年放置というか遊休化してしまうと、草が生え、所によっては木が生え、いわゆるそれを刈ったとしても根が残り、それらをすき込んでうまくやってもペーハーの調整や肥料、改良剤の投入など費用と時間をかけて、もとの作物の生育や出荷量、品質が回復するというのはなかなか簡単ではないというふうに聞きます。ましてや荒廃化が進んでしまったときには、もうほぼ農地に戻すのは難しいんじゃないのかなというふうに聞いております。

そういったことも踏まえながら、新たな取組というのも先ほど課長おっしゃられたので、そこに期待して要望として、次の質問に移りたいと思います。

通告の2つ目の町の人づくりについて、機構改革と採用辞退、それと早期離職、これらに関して質問をさせていただきます。

私やほかの議員も、これまで役場職員の早期退職に関する質問を行ってきました。昨年9月には、中井議員が一般質問で、職員の病欠や長期療養を理由とする早期退職者が多いことについて問いました。

そういった中、今年6年、新規採用は残念ながら辞退により予定数を満たすことができず、年度途中の10月の採用といった対応が必要になっています。さらに、この3月の機構改革と人事異動の内示後に突然の退職者が出るなど、これまでになかった想定外の状況が続いています。このような状態が職員のモチベーションを下げ、結果として住民サービスの質の低下を招いてはいけません。

町長の公約には、職場環境の改善についての言及がありません。しかし、職員の早期退職の抑制や新規職員の増員、人材育成は公約の事業推進及び住民サービスの維持や向上には不可欠です。そこで、幾つかの質問をさせていただきます。

過去5年間で採用辞退した内定者の人数、その分かれば理由、またこれに対する対策はどうお考えでしょうか。

今回、組織改革の目的、方向性、さらに早期退職者の抑制策についてどうお考えか、お答えください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、町長。

○町長（下村 由美子） 近年、残念ながら個人の事情により退職者が増加している傾向にあります。これは明和町のみならず、近隣市町やまた民間においても同様の傾向が見られますが、貴重な人材の流出は町政推進の上でも、また業務継続の観点からも極力回避すべき課題と考えております。

令和6年4月には、防災対策の強化や子ども施策の一元化などを目的に、5グループ17部署とする中で行政運営の効率化を目指して機構改革を行いました。今回の人事異動により急遽退職された職員があったことは、残念でなりません。議員が申されるとおり、職員のモチベーションの維持などは喫緊の課題になっております。

私の公約には、職場環境の改善という表現は載っていなかったと思いますが、当然、職員の働く場である職場環境の改善は重要な課題の一つであると認識しております。人材の確保などは行政運営において欠かせない柱の一つであり、新規採用職員の確保と職員の離職の抑制、先ほどあった職場環境の改善を併せて取り組むべき課題と考えております。

早期退職者の抑制のためには、給与制度や昇進制度の見直し、人事評価制度の効果的な運用などのほか、職場環境の改善として、風通しのよい職場づくりや職員同士の交流の推進、やりがいのある業務執行体制の確立なども必要と考えております。

また、本年は前期採用試験において、事務、技術、建築職員の採用において、10月採用も選択できるよう新たな取組を行っているところであり、多様な採用環境により有望な人材確保に努めていきたいと考えております。

こういったことをできることから1つずつ進めることにより、離職の防止や選ばれる職場づくりにつなげていきたいと考えております。

採用辞退者数等につきましては、総務課長のほうから答弁いたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、総務課長。

○総務課長（朝倉 正浩） 過去5年間の採用辞退者数についてですけれども、

令和２年度は辞退者がなかったものの、令和３年４月採用は保育士１名、令和４年採用は保育士２名と技術１名、令和５年４月採用は事務１名と技術１名、令和６年４月採用は建築士１名と技術１名の辞退者が出ております。

特に建築士は応募がほとんどない状況であります。令和６年度は１名あったものの辞退されたほか、技術職員が３年連続で合格後に辞退が出ており、辞退理由を分析するため、近隣の技術系の高校、大学を訪問いたしまして状況等について聞き取りを行いながら採用確保について意見交換をしてまいりました。結果として、大手企業の採用状況が好調なことや、公務職場であっても複数受験をすることにより県や他の市への内定が多く見られたことから、町においては、オンライン申込みや１０月採用などの実施をするといったことに取り組んで、人材確保に向けて取り組んでいる状況でございます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

高橋浩司議員。

○１１番（高橋 浩司） ありがとうございます。

機構改革を進め早期退職者や採用辞退を防ぐためには、業務の効率化など職場環境の改善が必要であり、さらに多様な採用環境を整え、新規採用職員を確保することが大事です。地方自治体は地方分権や権限移譲により業務量は増加していますが、職員は減少傾向にあり、この矛盾を解消することが必要とされています。市町村自治調査会は従来の採用方法からの転換が必要と提言しています。

明和町でも、オンラインでの申込みや１０月採用から行うとのことですが、全国ではユニークな方法で職員採用をしている事例があります。例えば生駒市では、従来の公務員試験を廃止し、民間企業で使われている適性試験ＳＰＩを導入したことで応募者が４倍以上に増加しました。試験では適正や個性、基礎知識を測り、適正評価を採用しています。また、市長が自ら強くビジョンを発信し、職場の魅力をアピールしています。

そして、明石市は、「公務員試験の対策は不要」というキャッチフレーズで

人物重視の採用を重視し、筆記試験で基準を満たした全員に面接試験を実施し、経験豊富な人材を求め、事務職の上限年齢を40歳に引き上げております。同様に羽島市も公務員試験の対策は不要と掲げ、人物重視の先行を行い、子育て中の人も受験しやすい環境を整えるため、就学前の子どもを持つ職員の勤務時間を短縮する子ども時間制度を導入し、受験者を約7倍に増やしました。また、全国では統一試験とは別の日の日程で試験を行い、多くの自治体が成果を上げています。

明和町でも、二、三年前には、ユーチューブで職員募集の動画を投稿していたかと思います。このような先進事例を参考に職員採用の工夫をしてみてもいいでしょうか。職員のモチベーション向上と選ばれる職場づくりが質の高い住民サービスの提供につながるとも考えますので、ぜひご検討ください。

次に、デジタル人材の育成について伺います。

以前の一般質問で、私は前町長に新しいテクノロジーの導入とデジタル人材育成と係設置について質問しました。その際、住民サービスの向上と職員の負担軽減のため、最先端技術の導入と人材育成を検討するとの答弁がありました。その後、令和4年にはDX推進係を設置し、各種公共料金のキャッシュレス化や窓口のデジタル化が進められています。

町がデジタル化を積極的に推進していることは理解しますが、人材育成については依然として懸念が残ります。専門知識を持つ職員だけでなく、広く職員がシステムを使いこなせるように育成することが重要です。形だけのデジタル化だけでなく、実質的な利用が伴うことが必要です。町長の公約にデジタル化の利便性の向上と行政事務の効率化を推進と記されていますが、どんな便利なシステムも使い方が分からなければ、その価値はありません。

専門人材だけでなく、広範囲にわたる職員の育成とサポートに関する町長の具体的な計画をお聞かせください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、町長。

○町長（下村 由美子） デジタル人材育成について、令和4年度にまちづくり

戦略課にD X推進係を設置し、また令和5年度からデジタル政策参与として田中淳一氏を起用し、町は積極的にデジタル化を推進しております。しかしながら、人材育成については、専門知識を持つ人材だけでなく、広く職員が使いこなせるように育成することが重要です。

議員ご指摘のとおり、広範囲にわたる職員のデジタルに関する知識やスキルであるデジタルリテラシー向上のため、D X推進係が率先してD Xを推進していくことと職員のデジタルに対する苦手意識を改革することが重要です。具体的には、県等の外部も含めたD X推進に関する研修への参加や、職場でのデジタルツールをまちづくり戦略課が率先して活用し、実際に職員に見せながら職員が間近でデジタルツールの活用を学べる、触れることのできる環境を整え、デジタルリテラシー向上に努めます。また、各課から職員を選出し、D X推進委員会を設置しており、職員の意識改革も進めていくところです。

人材育成は一朝一夕では成し遂げられるものではありませんが、町職員全体のデジタルリテラシー向上とD X推進の加速に向けて、積極的に人材育成に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

高橋浩司議員。

○11番（高橋 浩司） ありがとうございます。

研修や推進委員会の設置など対策を進めていることは分かりました。ただ、現場の多くの職員からは不安の声が聞こえてきます。そこで、4点ほどお尋ねいたします。

まず、研修内容とその頻度は、また対象は全職員でしょうか。会計年度任用職員はその対象となっているでしょうか。

次に、現場でのサポート体制についてですが、D X推進委員会が設置されることですが、例えばトラブルが発生したときにすぐにサポートを受けられる具体的な体制は用意されていますか。

続いて、デジタルツールがどれほど効果的に活用されているのかをどう評価

する指標があるのか、その結果に基づいてどのように改善を図っていくのでしょうか。

最後に、職員の苦手意識改革のため、例えば成功事例の共有やインセンティブ制度の導入など、自発的にデジタルツールを活用したくなるような工夫は考えのでしょうか。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） ご指摘のとおり、職員から不安の声というのは認識しております。

研修の内容、頻度については、2040年問題乗り越えていくためにも、今現時点でどのような状態にあるのか、何もしなければどんな状態の未来になるのかなど職員の目線や方向性を併せることが必要であると考え、段階的ではありませんけれども、担当部署、幹部職員、会計年度任用職員を含めた全職員も含め、目線併せと方向を併せる研修を繰り返すことが必要であると考えております。

次に、現場でのサポート体制につきましては、トラブルがあったら現段階ではまちづくり戦略課DXの担当が担う形となります。ただ、将来的にはこのサポートも人ではなくAIが担うような形も想定しながら、今後取り組んでいくつもりでございます。

次に、デジタルツールの評価についてですけれども、各ツールの使用頻度とかログイン数をモニタリングしたり、その業務処理時間の比較であったり、また職員のアンケートを取ることによってその内容を基に、常にフィードバックをして最適化を図っていきたいと考えております。

最後に、苦手意識の改革についてですけれども、高橋議員も触れられているとおり成功事例、成功体験というのは重要であります。まずは、DX担当戦略課のほうで率先してそういうデジタルツールを活用しつつ、それを職員に成功事例を見せていくこと、またそれを基に他の職員がデジタルツールを活用して成功体験を常に繰り返ししていくこと、それによって自発的なデジタルツール

の活用へと、それもインセンティブになってくるのかなと考えております。

以上です。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

高橋浩司議員。

○11番（高橋 浩司） ありがとうございます。

まずは、職員の人材育成を進め、デジタルツールを使えるだけでなく、それを活用して業務の効率化を図り、新しいアイデアや改善提案ができる創造的な環境を整えていただきたいと思います。

この質問のまとめとして、答弁にあったデジタルリテラシーという言葉も、私自身、正確な意味は理解しておりません。今後は、みんなが使えて便利で優しいアプローチが求められると思います。特に比較的デジタルに弱いとされる高齢者の方々が活用して日常の楽しみをその中で見つけ、苦手なものから楽しみに替えること、そこで生きがいの一つになればよりよいデジタル化が進むのではないかと考えます。住民全体のサービスの向上につながることを期待しております。よろしくお願いします。

あと幾つか質問を用意させておったんですが、答弁時間もないということで、私の発言時間も4分少々なので、食育等の部分を今回割愛をさせてもらって、以降の機会にさせていただきたいと思います。

この一般質問の最後に一言お話しさせていただきたいことがありますので、ご容赦願います。

中井議員も前世古口町長のことを触れられましたが、彼の四十九日、百箇日も無事終わり、今はかなたの世界から明和町を見守ってくれていることと思います。

彼は結果が出なかったときの保障も何もない中、まだ当時学生さんの子どもがいる状況でありながら定年より実質10年以上も早く役場を退職し、退路を断って明和町のかじ取り役にチャレンジされました。その強い覚悟と決意、それを私は友人としてよく知っています。当然、下村町長も副町長として深く理解

されていることと思います。

公約などで世古口前町長の思いや事業を継続するとされていますので、どうか彼の覚悟に負けない強い信念でまちづくりを強く強く進めていただくことを願っております。下村町長、どうか頑張ってくださいと思います。

これで私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（奥山 幸洋） 以上で高橋浩司議員の一般質問を終わります。

13 番 下井 清史 議員

○議長（奥山 幸洋） 4 番通告者は、下井清史議員であります。

質問項目は、「道路整備における住民の利便性向上や安全性、防災を考える」の 1 点であります。

下井清史議員、登壇願います。

（13 番 下井 清史議員 登壇）

○13 番（下井 清史） 議長より登壇の許可をいただいたので、事前通告のとおり道路整備における住民の利便性向上や安全性、防災を考える、避難用道路の整備について一新しく町道認定されたものを中心に町道整備について一を質問させていただきます。

まず、避難用道路の整備についてお伺いいたします。

令和 4 年 9 月議会の一般質問でも聞かせていただきましたが、昨今のゲリラ豪雨による急激な水位上昇や地震による液状化等、様々な災害に耐え、利活用できる道路整備推進のお願いをしました。当時は前向きに検討していくとのご答弁をいただき、以後 2 年近く経過しましたが、全町民の皆様、特に沿岸にお住いの方は日常的に心配を抱えておられるものと感じる中、昨年度開催した大淀地区議会懇談会で、自治会長からも同様の質問をいただいたところです。

改めて伺いいたしますが、道路の現状調査及び進捗状況、併せて今後の方向性をお聞かせください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、町長。

○町長（下村 由美子） 下井議員から、避難用道路の現状調査及び進捗状況と今後の方向性についてのご質問をいただきました。

町におきましては、特定の道路を避難経路と限定して定めてはございません。これにつきましては、避難される方それぞれが使用する道路全てが避難路という考え方に基づいているものでございます。

その中でこれまで自分自身で事前に幾つかのルートを想定していただき、実際に歩きながら危険箇所の確認を行っていただくなど、災害時に自分自身が使用する道路をあらかじめ決めていただくことを防災懇談会等で周知啓発する取組を行ってまいりました。

令和4年9月議会の下井議員からの一般質問に対し、当時の世古口町長が答弁させていただいた内容についてですが、今すぐに避難用の高規格道路を建設することは困難であり、今後、避難用道路をどこにするのか、またどのくらいの規格の道路にするのか、財源はどうするかなど、まずは計画を検討させていただき、旨の答弁をさせていただいたと認識しております。それを踏まえ、工法や費用について検討した中で、例えばですが、大淀港上野線について、伊勢松阪線の交点から国道23号線の交点までの約600メートルの路線を液状化に対する強固な道路とする場合、安価な工法を選定しても多額の費用がかかると見込まれています。

他の防災対策での取組や避難路の選定、建設する道路の費用対効果等引き続き検討し、多くの方が安全に避難できるような方策を考えていきたいと思っております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

下井清史議員。

○13番（下井 清史） 国・県・町道全てが避難道路の対象であること、また町

民の皆様個々にお住いの地域性や避難先などは様々で、災害の種類や程度により避難経路等が変化するという事は原理原則、理解しております。

大規模地震及び津波の発生が懸念される中、沿岸地域の方が避難経路として利用される主たる道路は、先ほど町長が答弁していただいた大淀港上野線を含め数本程度かと思います。沿岸地域ではない住民より避難経路の選択肢が少なく、危険度も上がるため、かねてよりお願いしているところです。

また、町は、津波避難タワーはあくまで逃げ遅れた方のための避難設備であるため、地震が起きたらまずは海から離れてくださいとのことです。離れるための避難道路が使いものにならないと津波が迫る中、沿岸地域の方は孤立してしまいます。避難道路の整備に多額の費用が必要になるのは理解いたしますが、避難道路整備以外でも、お金がかからず、誰もが安心して避難できる効果的な取組も併せ対策を進めていただくことをお願いいたします。

次に、冒頭にも触れましたが、昨年度、議会懇談会では津波避難タワーについても質問がありました。

現在、明和町には6基の避難タワーがありますが、その中にはタワーに向かう道路の拡幅や舗装等の整備がまだされていない、また街灯がなく夜間時の避難が困難であるなど懸念材料は山積しているものと思います。

これについてどのように捉え、今後の取組をどのように進めていくのか、お聞きいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） 津波避難タワーにつきましては、タワーの建設時にご要望いただきましたタワーに向かう道路の拡幅、舗装等につきましては、令和5年度に完了をさせていただいております。

なお、内容といたしましては主なものといたしまして、浜田地区におきまして83メートルの道路拡幅、川尻地区の2橋の耐震化補強を実施いたしました。また、山大淀地区におきましては通路のコンクリート舗装110メートル、行部地区におきましては幅員2メートルの歩道を230メートル整備いたしました。

以上になります。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

下井清史議員。

○13番（下井 清史） タワー建設時の要望は完了したとのことですが、その後の問題や課題はないのでしょうか。1例ですが、山大淀のタワーでは、タワー裏手側から避難路に街灯が少なく、現在ではササなどの草木が生い茂ってきております。また、行部・根倉のタワーについては、東行部自治会から直線的最短ルートでタワーに行けず避難するのに大回りになるとのことで、用水の蓋の設置など経路整備の要望がなされていたはずですが。

町の考える建設当時の要望はできたのでしょうか、現在このような状況でもよいとお考えなのか、お聞きいたします。

また、夜間避難について街灯のことをお聞きいたしましたが、答弁がなかったようなので、これも併せて改めてお伺いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） 山大淀の避難タワー裏手からの避難経路につきましては、生い茂っておられるという草木や竹が町有地のものからなのか、また民地からのものなのかを確認いたしまして、町有地でございましたら対応につきまして検討をいたしますし、もし民地でございましたら、土地所有者の方へ伐採のお願いをさせていただくこととなりますので、ご理解ください。

また、夜間の街灯につきましては、現状を確認させていただきまして、財源等含めてどのように対応するかはまた今後検討させていただきたいと思っております。

行部・根倉のタワーの通路につきましては、当時、用水管理者の方と蓋について設置を協議したという経緯があるということをお聞きしておりまして、その中で設置は困難であるというようなご回答をいただいたところであるとお聞きしております。その中であぜ道をコンクリート舗装をさせていただいているものでございますが、こちらにつきましても、今後こちらの先ほどの経過等

も改めて整理等をさせていただきまして、要望に対する対応につきまして検討をさせていただきたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

下井清史議員。

○13番（下井 清史） 分かりました。適切な対応をお願いいたします。

それでは、次に、町道の整備についてお聞きいたします。

1 例として、大淀地域の通学路でもある県道伊勢松阪線には信号のない見通しの悪い交差点が幾つかあります。子どもたちが通学路として日常的に通行するだけでなく、地域の方々、また町外の方の利用も多く、事故が多発しているという事例もございます。

令和3年9月議会で質問させていただきました漁面道路と県道大淀東黒部線が交わる交差点は、特に小学生の通行が多い道路ですが、こちらも依然として事故が絶えておりません。

明星地内においては、57号線のこども園に向かう信号のない交差点において、現在看板での注意喚起はしていただいているものの、地元としては信号機の設置など、もう一段階上の安全対策強化が求められているものと思います。

そのほかにも町内の至るところに点在している危険な交差点について、改めて町としての取組強化と県、警察への強い要請をしていただきたいのですが、現在の状況等をお聞かせ願います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） ご指摘いただきました交差点の安全対策につきましてですが、信号機等の設置につきましては要望させていただいていてもなかなか難しい状況でございます。警察等が所管になりますが、なかなか難しい状況でございますが、まずやはりこちらの交通規制であったりとか信号機の設置に関しましては、引き続き警察のほうに強く要望をしております。

また、町といたしても、交通安全につきまして、可能な限りの対策を講じるべく、他の自治体の好事例等を参考にしていく方針でございます。例えばです

けれども、他県では道路に止まれとか減速とかいう文字だけではなくて、エクスクラメーションマーク、いわゆるびっくりどっきりのマークですけれども、その記号を書くことで視覚的にドライバーの注意を喚起する効果があったという事例も聞き及んでおります。町としても、このような可能な限り効果のある方法を研究、検討してまいりたいと思っております。

引き続き住民の皆様からのご意見を参考にしながら、県や警察とも十分に協力いたしまして、具体的かつそして効果的な対策の実施を目指しますので、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

下井清史議員。

○13番（下井 清史） 分かりました。お願いします。

ぜひエクスクラメーションマークやイメージハンプ等、警戒標識の効果的な設置を推進してください。

また、今は多機能カーブミラーが開発され、交差点に接近する車両をカメラとAIで確認し、カーブミラーを点灯させることで車両や歩行者に注意喚起し、出会い頭事故の防止を図るミラーもあるので、そういったものも検討材料に加え、少しでも事故防止に努めてください。

また、明和中央線や国道23号線側道及び方面等、町内道路全般に言えますが、雑草木の繁茂による交通障害も出ております。県道と町道の移管が行われておりますが、住民からの苦情が出る前に適宜除草作業を行っていただくよう、こちらも併せてお願いいたします。

次に、新しく県道から町道に相互移管されました旧大淀港上野線についてお聞きいたします。

こちらの道路は側溝蓋の整備について長年にわたり地元から要望があり、私も令和3年9月の議会で聞かせていただきました。

町として、地元住民の長年にわたる強い思いは十分に理解しておられると思いますので、町道になったこともあり、改めてこれに向けた整備はどのように

していくのか、お聞きいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） それでは、県道と町道と相互移管した道路の件について回答させていただきます。

県道と町道の相互移管により令和6年4月より新たに町道となった、町道名大淀漁港上野線というんですが、以前は県道名大淀港斉明線でございました。これの大淀地内の側溝蓋の整備につきましては、今現在は具体的な計画はございませんが、県道のときから道路側溝の整備のご要望につきましては重ね重ね地元から上がっていることは分かっておりますし、今後そのことにつきまして計画検討をしていきたいと考えておりますので、よろしくお聞きいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

下井清史議員。

○13番（下井 清史） 以前は、相互移管後速やかに整備計画に入るとの答弁もいただいたかと思いますが、地元地域は何十年も要望し続けております。計画検討に入るとのことですが、後手後手にならないよう、計画ではなく整備の検討に入っていただくよう改めて強く要望しておきます。

また、この道路は今年4月に古い防火用井戸の蓋が破損し道路陥没がありました。地元の方がいち早く気づいていただいたことももあり、大事には至りませんでした。そのような道路やこれに影響する防火水槽などが町内至るところに存在しているのではと思います。

適正な資産管理が行われているのかという観点も踏まえ、これらをしっかり把握しているのか、今後どのような対処をしていくのか、お聞きいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） 防火用の井戸につきましてですが、町が火事において使用する消防水利につきましては、消火栓や先ほどの防火用の井戸が存在しております。

今回ご指摘いただきました道路陥没の原因となったのはこちらの防火井戸で

ございまして、これも消防水利の一つとして活用されているものでございます。

先ほども下井議員おっしゃっていただきましたが、今回の陥没事故におきましては、本当に地元の方がいち早く気づいて通報してくださったため、大事には至りませんでした。こちらの先ほどの陥没した防火井戸に関しましては、消火栓が近隣にありまして、その消火栓の設置基準の範囲の中にこの井戸が包含されておりましたので、早急に井戸を埋める措置を取らせていただきました。

こちら応急的にさっきの陥没した井戸を埋めましたので、数か月は道路の通行には問題ないと考えておるんですけれども、今後の安全を確保するためにはしっかりと埋め戻しの工事が必要です。この埋め戻しの工事につきましては、今回の補正予算に計上させていただきますして、予算案が通過後は早急に工事を実施する予定でございます。

また、この件に関しましては、地元自治会様や消防団にも説明をさせていただきまして、ご理解をいただいておりますことを申し添えます。

町内には今回のような防火井戸や消火栓が多数存在してございまして、こちらの消防水利については全て水利台帳のほうに記載をされております。各地区の消防団でも、この水利台帳を用いまして消火栓や防火井戸の位置を把握しておりまして、訓練等に活用している分団もございます。訓練や日常の点検の際に異常が発見された場合には、防災安全課のほうに連絡をいただきまして、適切な対応を取る方針でございます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

下井清史議員。

○13番（下井 清史） 水利台帳で適切に現場管理されていれば、今回のようなことはなかったと思いますし、訓練に活用されていない古い防火井戸については改めて点検のほうを実施していただければと思います。

また、以前の決算委員会において、町保有の防火水槽が固定資産台帳に未記載があり、同僚議員から指摘がありました。ほかにも私有地に食い込んでしまっている事例もあると思いますので、町保有の資産であることにきちんと責任

を持ち、精査、管理していただくことをお願いいたします。

では、最後の質問をさせていただきます。

先月5月14日に、明和町公式LINEにて、道路・公園に関するアンケートが実施されました。これは、現在明和町が取り組んでいる明和町道路・公園施設等包括管理業務に関するもので、管理業務を効果的に推進し、町民日常生活の質向上と充実を図る目的のためと理解しております。

改めてこのアンケート調査においての目的を具体的にお示しいただきたいのと、併せて結果の公表はするのか、するのであればその時期をお聞かせください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） アンケート調査についてご質問いただきました。

調査の目的については、現在実施している先ほど議員がおっしゃいました道路・公園に関するアンケートは、町民の道路・公園に関する道路利用者の満足度を調査するものでございます。現在の満足度を調査し、3月にまた同じ調査をし、その変化を検証し、現在契約している道路包括の事業者のモニタリングとさせていただきたいと考えております。

調査の方法につきましては、SNSのLINEを使用しまして、現在のアカウントが約3,600ということでございましたので信用レベル95、許容5パーセント、回答率30パーセントという想定で計算しますと300という形で、必要サンプル数300を目指して調査を行っております。5月27日時点では255名の方から回答をいただいております、大変感謝しております。

また、アンケートの回答数から見て、町民の皆様が道路に対して非常に関心が高いということがうかがえると感じております。

調査結果につきましては、同じ3月に調査を行って、令和7年6月、約1年後の所定の委員会にて、報告したいと考えております。その際、6月から3月にどういった変化があったか、どういうことをしていかなければならないかの報告も含めてさせていただきたいと思っております。

包括管理に関しましては、国の方針では、今後、公共物の維持管理は包括管理に移行していくというふうな考えでございます。明和町もこの手法を広げていきたいと思いますので、そのときに事業を広げるときにこのアンケート等が有効活用されるような形とさせていただきたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

下井清史議員。

○13番（下井 清史） 分かりました。

先月末にもこのアンケートの追加調査がされておりました。回答数、サンプル数が多いということは、イコール町民皆様の声をより反映しているものと思いますので、調査結果を精査した後、町としての考えをまとめ、契約事業者に伝えていただき、よりよい生活の質向上に向けた取組をお願いいたします。

本日は沿岸部を主とした災害時の避難道路及び町道整備についてお聞かせいただきました。災害は町全体に及ぶものですが、ご存じのとおり、沿岸部は他地域と比べ津波のリスクが高くなります。その避難路に使用する大きな幹線道路の整備に対して課題意識が薄くなってきているのではないかと感じましたので、まずは町全体として安心・安全な道路整備をベースに、災害リスクを考慮した取組を進めていただきたいと思います。

終わります。

○議長（奥山 幸洋） 以上で下井清史議員の一般質問を終わります。

7 番 北岡 泰 議員

○議長（奥山 幸洋） 5 番通告者は、北岡泰議員であります。

質問項目は、「認知症を発症しても安心して暮らせる社会づくりについて」「自然災害に対する明和町の事前対策について」の2点であります。

北岡泰議員、登壇願います。

(7 番 北岡 泰議員 登壇)

○ 7 番 (北岡 泰) 登壇のお許しをいただきましたので、早速質問に入らせていただきたいと思います。

まず 1 つ目は、認知症を発症しても安心して暮らせる社会づくりについてお伺いをしたいと思います。

国では、2025年には高齢者の 5 人に 1 人が認知症になると推計しており、認知症が私たちにとってますます身近なものになっています。そして2024年の 1 月 1 日に、共生社会の実現を推進する認知症基本法というものが施行されました。基本法の目的は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる社会の構築です。

この目的に向かって、まず大切なことは、認知症に対する正しい理解を深めることであると思いますが、項目別の質問に入ります前に、この認知症を発症しても安心して暮らせる社会づくりについて、福祉に強い下村町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○ 議長 (奥山 幸洋) 北岡泰議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○ 町長 (下村 由美子) 北岡議員から、認知症を発症しても安心して暮らせる社会づくりについて、私の考えはというご質問です。

明和町の高齢化率30.8ということで上昇している中、認知症施策を進めていかなければならないと考えております。2024年 1 月 1 日に施行されました認知症基本法の目的である、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせる社会の構築に向けて取り組んでまいりたいと思います。

まず、認知症の発症や症状の進行の予防に向けた施策についてです。これは定期的な健康チェックや早期診断を促進するための医療関係者との連携が強化されることも必要であると思っておりますし、適切な運動や栄養指導の提供も

必要ではないかというふうに私は思います。

また、次に、認知症の方やそのご家族の支援です。認知症の方が安心して生活できるように介護サービスの充実やその質の向上を図って、認知症に関する相談窓口、それを設置し、必要な情報提供や支援を行っていきたいと思っています。

さらに、地域全体で認知症の方を支える仕組みづくりも重要であると考えております。住民の皆さんへの啓発活動を行い、認知症に対する正しい理解を深めていただく、そのための講座などの開催も行っておりますし、これからも行っていきたいと思っております。また、認知症サポーター要請講座を実施し、地域で認知症の方を支える体制も必要であると思っております。

これらの施策を通して、認知症の方々が基本法にあります尊厳を持って希望を持ち続けられる社会を実現してまいりたいと考えております。地域ぐるみで認知症を支えることが非常に重要であり、引き続き認知症施策についてこれからも積極的に進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） 下村町長のことでございますので、しっかりと取り組んでいただけたと思います。

その展開で一つ一つお伺いをしたいと思います。

認知症に対する正しい理解を深める広報活動の展開についてお伺いをいたします。

先日、愛知県から認知症希望大使に任命された近藤葉子さんの活動がテレビで紹介されていました。近藤さんは、認知症になる前、地域の住宅の一軒一軒を回り、使った水の使用量を調べる仕事をしていました。しかし、ある日、いつもと同じようにあるおうちへ行ったところ、あれ、このおうちの水道のメーターはどこだっけ、次は何をするんだったかしらと、次に自分が何をしたらいいのか分からない状態になりました。その後、日常生活にも支障を来すよう

になる中で、ミスをしないように努力や工夫をしてもなおかつミスをしてしまう中で、今までやってきた自信と今までやってきた信頼が一気になくなってしまった、こんなことでは仲間も失うなと思っていたら、やっぱりどんどん離れていきましたと当時の心境を語る近藤さん。

そして、脳に異常があるのではないかと。受診した病院で、近藤さんはアルツハイマー型認知症と診断されました。そして間もなく、仕事の契約も打ち切られてしまいました。近藤さんは当時のことを、すごく私のことを信用してくれて娘みたいだと言ってくれたお客様とのつながりも切れてしまって、本当に居場所がないな、社会とのつながりが断ち切られたという思いがあって毎日泣いていましたと語っておりました。

こんな近藤さんが救われたのは、同じ認知症の人たちとの出会いでした。みんなが認知症だからというレッテルを抜きにして普通に接してくれる。みんな認知症だから、自分のありのままの姿でいいというところがとても居心地がよかったと喜びを語っていました。

その後、自分が認知症であることを周りの人にも知ってもらい、ちょっとした手助けをしてもらう中で日常生活を取り戻し、今では愛知県から認知症希望大使に任命され、認知症への理解を深める活動もしているとのことでした。認知症希望大使となった近藤さんの話を聞いた方は、認知症になってしまうと何もできなくなってしまうと、生活も普段とがらっと変わってしまうイメージを勝手に抱いていたんですが、周りの人のちょっとした工夫だったり気遣いで普段の生活がほぼ変わらずにできるということを知れて、すごくよい機会になりましたと感想を述べられていました。

あなたのすぐ隣にあるんだよ、こういう病気があるんだよということを知ってもらいたい。その人のやれること、やりたいことを聞き取っていただいて、ちょっとした手助けによってその人が生き生きと暮らせるなら、そんな世の中になっていったらいいなと思いますとの近藤さんの言葉に感動いたしました。

今回、この近藤さんの実体験を愛知県や作業療法士会のメンバーと共に紙芝

居にして小さな子どもにも分かりやすい形にして、認知症への正しい理解を広げる活動を進めるとのことでした。

そこで、我が地域においてもこのような紙芝居や動画等を作成し、学校やイベントなどで認知症に対する正しい理解とちょっとした気遣いの大切さ、この認識を深めるための広報活動を積極的に展開すべきだと思いますが、見解をお伺いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、福祉総合支援課長。

○福祉総合支援課長（稲浦 満） 認知症に対する正しい理解のために広報していくことは非常に大切であると考えております。そのための認知症サポーター養成講座や講演会など啓発を実施しております。

講座につきましては、一般の方や企業向けなど対象者の要望に併せて実施させていただいております。出前講座も実施しており、ご要望の際はお声がけをいただきたいと考えております。

また、認知症サポーター養成講座を受講されました方が復習も兼ねまして学習をし、より実際の活動につなげられますよう認知症ステップアップ講座も開催しております。ステップアップ講座を修了した方の中から、年6回開催しておりますけれども、認知症カフェ事業「脳のつながり健康サロン」としまして、こちらの中で「カフェとも」というサポーターをやってもらっている受講生の方もおります。

その認知症カフェにおきまして、認知症の方やその家族も気軽にご参加いただきまして、地域の支援者の方と一緒に皆さんの日頃の思いを聞く座談会やレクリエーションゲーム等を通じて交流を行っております。今年度におきましては、9月に、世界アルツハイマー月間とアルツハイマーデーに併せまして、イオン明和店におきまして啓発活動と認知症サポーター養成講座を実施する予定です。また、10月には、住民講演会としまして、認知症・介護予防講演会の開催というのを予定しております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） ぜひ様々な取組をしていただきたいなというふうに思います。行政チャンネル等を活用しても流していただくと、また周知が広がるのではないかなというふうに思います。

2点目に入ります。

認知症の人への理解を深める体験型教育についてお伺いをいたします。

東京の八王子市では、小学生の認知症の方への手助けを学ぶ授業が話題になっています。現在、認知症サポーター養成講座が全国で展開され認知症サポーターの育成を図っていますが、座学を中心とした講義では受動的になってしまいう傾向がありました。八王子市では、この講義型形式での講習を駄菓子屋での対応という体験型の学習として、認知症の人と子どもたちが売手や買手となって交流を図るという体験学習を講座に仕組みました。この体験学習は、認知症の当事者と直接交流することにより、当事者と同じ目線に立って当事者の気持ちや考えに触れることで、体感としての認知症への理解を深めることを狙いとされているとのことです。

そして、体験学習を終えた子どもからの「認知症の人は何もできない、何でも忘れてしまうのかと思っていた、でも実際は違った」、「話せば普通だし、一緒に交流ができ楽しかった」、「少し手伝えばみんなと同じように生活ができるんだと分かった」という感想をいただきました。認知症への偏見は全く子どもたちには見られなかったとのことです。

そこで、できることを一緒にして、できないことを手助けしてあげるという当たり前の人と人との関係の在り方を学ぶという意味でも、我が地域においてもこの認知症への体験型学習を取り入れて、認知症の方への偏見をなくす教育環境を整えるべきであると思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、福祉総合支援課長。

○福祉総合支援課長（稲浦 満） ご質問いただきましたことについて、これまでは希望する小中学校などで実施をしておりましたけれども、子どもたちへの

認知症に関する学習機会、こういうのを今年度から認知症キッズサポーター養成講座と児童虐待防止の講話としまして、町内全小学校の４年生を対象に実施することとしております。

内容につきましては、認知症についての講話やクイズとグループワークといったことを通じまして、認知症の理解、また認知症の人を地域のみんなで見守っていく役割を知ることによって今後の社会生活の有益になること、また地域の大切な一員であるということを学んでいただきたいと考えております。またあわせて、こども課と連携いたしまして、児童虐待防止やヤングケアラーの問題についても幅広く小学生に周知していきたいと考えております。

また、町社会福祉協議会も認知症のことで特化はしておりませんが、小中学校の要望に応じ福祉教育出前授業というのを実施しております。

今後も、子どもたちへの認知症などに関する学習機会というのをつくってきたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

北岡泰議員。

○７番（北岡 泰） 授業を取り組んでいただくというのはすごくいいことだと思います。すみません、教育長とは書いていなかったもので、福祉課長が答えてもらったと思うんですけども。

結局は座学なんですよね、また行ったとしても。先ほど八王子市の取組は本当に認知症の方と直接触れ合う、直接お話をする、これが大事なんだというふうに僕は思うんです。そのことによって子どもたちが直接感受性を育まれる、自分がどうしたらいいかと考えたりする。自分のおばあちゃんらがそういう方がおみえになったら、それは分かっている方はたくさんおみえになるかも分かりませんが、実際そういう形で取り組んでいただけたらというふうに思うんですけども、今４年生で取り組んでいただけるというお話なんですけれども、もし参加をしていただけるような認知症の方、そういう方々、施設等と交渉していただいて、そういうところにまたそういう八王子のほうを見て来て

いただいたり、ちょっと勉強していただいて取り組んでいただくということはいけませんでしょうか。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 今、聞かせていただいた部分については、当然のようにこれからは参加型でありましたり、もっと身近に感じる中で学んでいかなあかんことが多いと思いますし、子どもたちにもそういう学びを提供していかなあかんのかなとは思っておりますので、積極的に考えてまいりたい、このように思っています。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） ぜひよろしくお願いします。

次に、認知症のスクリーニングの推進についてお伺いをいたします。

認知症は早期発見と早期治療がとても重要であると聞いております。アルツハイマー型認知症の場合も、発症の早期から薬物療法を行うことで進行を遅らせることができるので、早めの受診が肝心であると伺っています。早い段階から服薬を始めるほど、認知機能障害に悩まされる時間を短くすることができる。

認知症の早期診断と早期発見がなぜ重要なのか。それは早い段階で認知症を発見できた場合、今後の治療や介護の方針を本人も交えてゆっくりと話し合うことができるからです。年のせいという理由から発見が遅れがちになる認知症ですが、早めの対策をどうやって講じるかが認知症治療の一つのポイントであると思います。

また、認知症のチェックを受けて、専門医による診断につなげることもできます。東京都が開設している「とうきょう認知症ナビ」では、認知症の基礎知識を深めることに加え、10項目のチェックリストで認知症の可能性を診断することができるということです。

認知症なのではと気になっているときは、気軽にチェックができる環境の整

備は非常に有意義と考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、福祉総合支援課長。

○福祉総合支援課長（稲浦 満） 議員おっしゃるように、認知症は早期発見、早期診断、あと早期治療、こちらがとても重要となってまいります。

認知症の人やその家族の相談窓口として地域包括支援センターを設置しておりますけれども、センターに来所される方、年々増えてきております。

長期間、医療や介護サービスにつながない認知症の人を早期受診や介護サービスにつなぐことを目的としまして、認知症サポート医や地域包括支援センターの専門職員で認知症初期集中支援チームを設置しております。チーム員の会議において支援方法の検討や進捗管理を行っております。ぜひ認知症やその介護等でお困りの方がみえましたら、ご紹介のほどお願いしたいと思います。こちらにつきましては自宅訪問もやっておりますので、ぜひおっしゃっていただきたいと思います。

認知症のチェックに關することとしまして、明和町では、認知症ケアパスであります「認知症ガイドブック」を作成しております。今ちょっと画面のほう映っておりますけれども、こちらにつきましては認知症ガイドブックの概要版でございます。こちらちょうど5月の後半の自治会回覧におきまして、回覧をさせていただきます。

内容につきましては、M C I（軽度認知症）及び初期認知症、中期、後期という段階を追ってチェックをするようなチェックリストになっています。

ページを2枚送ってください。

こちら上段がそのチェックに当たる部分でございます。左から先ほど言いましたM C I、初期、中期、後期と流れていきます。

字、小っちゃくて申し訳ないんですけれども、中段の項がもし本人ではなくご家族さんがチェックをされた場合に、本人さんに対応するための対応というか、対応の仕方を参考までに書かせてもらっています。

その下に行きますと、縦のラインでこういうチェックが多い人につきまして

はどこに相談に行けばええかというようなリストになっております。

こちらにつきまして、明和町の福祉総合支援課の窓口及び地域包括支援センターの窓口でも置いてございますので、回覧でもう一回自分で見てみたいという方がおりましたらお配りさせていただいています。また、ホームページのほうまだ更新は間に合っていないんですけれども、いつでも見られるような形にはしていきたいと考えております。

また、明和町内の医療機関では、済生会明和病院において物忘れ外来というのを開設しております。地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の介護支援専門員を対象としましたオレンジ相談会というのも開催しております、対応困難なケースなど認知症専門医の医師に相談に応じていただきまして、スムーズな受診につなぐ一翼を担っていただいています。

また、三重県では、かかりつけ医を窓口にしまして安心して認知症診断を受けることができるネットワークもございます。かかりつけ医と三重大学医学部附属病院の認知症センターと当町の地域包括支援センターとが連携しまして、認知症の初期診断 I T スクリーニングを受けることもできます。認知症の早期発見に役立てるだけでなく、治る認知症の発見につながると考えております。

何度も繰り返しになりますけれども、早期発見と早期診断、早期治療には地域包括支援センターやかかりつけ医にまずはご相談いただきたいと考えております。

以上です。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） 先週の末に、日本経済新聞にこんな記事がありました。認知症の遺伝子要因で、日本人は国民の1パーセントが遺伝子を持っているというふうな話が載っておりました。そういうものを持っているんだということを意識しながら、先ほどありましたように自治会回覧はしていただいたけれども、字が小さいです。こんなもの見たいと思わない、特にだんだん私も目が疎くな

ってきましたので。

こういうのを大きくして、10項目小さな項目で、幾つかの段階で自分たちでチェックができる。反対に言えば、LINEのホームページで上げていただいて、チェックしたら自動的にそれが一つの相談窓口になるようなつなげ方、そういう方法もあると思います。そういう一つ一つ知恵を出していただいて、早期発見、早期治療につなげていただくようにしていただきたいと思います。これは要望としておきますので、よろしくお願いいたします。

次に、自然災害に対する明和町の事前対策を推進するためという質問をさせていただきます。

今年は正月に能登半島地震が起き、大きな被害が生じました。大変な被害状況、またお亡くなりになった方々には心から哀悼の意を表しますとともに、一日も早い復興をお祈りしたい、このように思っております。

大規模な自然災害などいざというときに困らないために、様々な事前対策が必要であるというふうに考えますが、項目別の質問に入ります前に、この自然災害に対する明和町の事前対策、これにつきまして下村町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、町長。

○町長（下村 由美子） 明和町における自然災害に対する事前対策についてでございますが、主にリスクの周知、防災訓練の実施、防災教育の推進、避難所の整備と備蓄が必要であると考えております。

まず、リスクの周知としては、ハザードマップなどを通して町民の皆さんが住んでいる地域にどのような危険があるのか、リスクを具体的に把握できるよう努め、防災情報を積極的に周知することが大事であると思います。また、町民一人一人の防災に対する意識の向上に向けての啓発活動も大事であると考えます。

次に、防災訓練の実施ですが、特に地震や火災を想定した訓練を実施することにより、避難経路の確認や避難所での生活訓練など、実際に災害が発生した

場合に対応できるように意識づけと実際の災害に即した訓練をすることが必要であると思います。また、学校や地域と連携し、子どもから高齢者まで参加できる訓練も必要ではないかと考えているところです。

防災教育の推進については、町内の小中学校において、災害時の適切な対応について教育を実施し、子どもたちの防災意識を高めることが必要だと思っております。

最後に、避難所の整備と備蓄についてですが、避難所の環境整備を進め、災害発生時に迅速に対応できるよう備蓄品の充実を図り、水や食料などの備蓄を確保し、必要な物資が供給できるよう備蓄品を調達することが必要と考えています。

また一方では、町民の皆さんにも水や食料などを必要な数、備蓄をすることが大切だということも考えておりますので、その啓発も重要であると思っております。

これらの対策により自然災害に対して備えを強化し、町民の皆様の安全・安心を確保することに努めてまいりたいと思います。引き続き、町民の皆様や議員の皆様のご協力をお願いしたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） 様々な方向性を持ちながら、しっかりと災害がいつ起きてもいい、そういう対策を打っていただきたいなというふうに思っております。その先頭に立って、下村町長、頑張ってくださいと思います。

個々の質問に入らせていただきます。

1つ目が大規模災害に備える携帯トイレ等の備蓄の推進についてお伺いをいたします。

災害はいつどこで起きるか分かりません。能登半島地震の教訓の一つとして、人間の尊厳や命にも関わるトイレの問題が顕在化しました。能登半島地震では、国によるプッシュ型支援により、工事現場にあるような仮設トイレが各地の避

難所に届き始めたのは、発災から4日目以降と伺っています。つまり発災3日間は、自治体で携帯トイレ等を確保しなければならないということになります。

トイレが不足することにより、特に高齢者は飲食を控え体力が消耗し、エコノミー症候群になる方が増加するなど二次災害が懸念されます。災害時のトイレ環境の改善は災害関連死を防ぐために不可欠な取組であり、被災者の命を守る取組として重要であると考えられます。

そこで、1つは、携帯トイレの備蓄の現状と今後について伺いをします。

今回の能登半島地震が発生しました被災地である石川県では約2.5万回分、基礎自治体でも約8.3万回分の携帯トイレが備蓄されていましたが、全く足りず、発災当初は大変な問題となりました。急遽、政府により約100万回分を超える携帯トイレが追加で供給されたと聞いています。実際、消防庁「地方防災行政の現況」でも、自治体における携帯・簡易トイレの備蓄は必要量に達していない状況にあります。

今回の能登半島地震では仮設トイレの目標50人に1基達成まで10日ほどかかっており、初期対応に携帯トイレ、簡易トイレ等を一定量備蓄、配備しておくことが必要です。

特に重要なのが携帯トイレの備蓄であります。初期にしっかりと通常のトイレにおいて携帯トイレを使用することで、通常のトイレが使用可能な状況になり、逆に、ここで携帯トイレの備蓄がないと、発災直後には水が使えない場合が多く、便があふれてすぐに通常のトイレが使用不能となるといったことが今回の能登半島地震でも多く見られました。

そうなりますと、携帯トイレを使う場所を新たに設置しなければならなくなり、初期に通常トイレにおいて、しっかりと携帯トイレを使用することで、安心な環境で携帯トイレを使用し続けることができます。また、携帯トイレはコンパクトで備蓄に場所を取りません。

そこで、能登半島地震での教訓を踏まえ、今後の災害に備えまして、想定される最大避難者数などを基に携帯トイレの備蓄計画の見直しと同時に必要数を

調達すべきと考えますが、この必要数に対する備蓄の現状と今後の方針についてお聞かせ願いたいと思います。

あわせて、通常のトイレ施設が使用不能とならないように、発災直後の適切な携帯トイレの使用方法等を各避難所の運営マニュアル等に反映する必要があると思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） 災害時のトイレ問題につきましては、議員おっしゃっていただきましたように、人間の尊厳や健康に深く関わる重要な課題であると認識してございます。

能登半島地震におきまして、初期の段階でトイレ不足が深刻な問題となりまして、多くの避難者が苦しい状況に置かれたことは非常に大きな教訓でございます。

しかしながら、現在、明和町の携帯・簡易トイレの備蓄数につきましては、三重県備蓄・調達基本方針に基づいて、1人1日当たり5回の使用を基本といたしまして2日間分を備蓄するという目標となっておりますが、現時点ではその備蓄数の充足率は約50パーセントという形になっております。そういう程度にとどまっております、目標には達していない状況でございます。

携帯トイレは初期の段階で通常のトイレに設置して使用することで、トイレの環境を保つことができます。これにより便があふれ出してトイレが使用不能になることを防ぐことができますので、今後の災害に備えまして、携帯トイレの備蓄計画を見直しまして計画的に必要な数を調達していきますよう検討してまいります。

また、ご提案いただきましたとおり、発災直後の適切な携帯トイレの使用方法を各避難所の運営マニュアルに反映する必要があると思っております。この点につきましては、避難所運営担当者や地域住民への訓練を通じまして、適切なタイミングでそのトイレを使うように使用方法を周知していく方針でございます。

これらの取組によりまして災害時のトイレ環境の改善を図りまして、被災者の健康と安全を守るため、対策を強化していきたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） ありがとうございます。

県の方針があるということです。ちょっと少ないと。

国土交通省のほうの数字を見ましたら、国交省は普段から各家庭でも備えようというふうなので呼びかけをしていただいております。家族人数4人で、先ほど言われましたように1日5回とすると7日間ぐらいの備蓄をしておいてもらう。そうすると140回分というふうな数字が出るそうなんです。140回分というと、なかなか各家庭で保管しておくのも大変でございますので、先ほど町長が共助ということがございましたので、半分は自宅で用意しましょうね、半分は公で用意しましょうねという何かそういう呼びかけもしていただくと皆さん方の意識づけにもなるのかなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、介護や障害者福祉施設における携帯トイレ等の備蓄についてお伺いをいたします。

災害時のトイレの問題で特に影響を受けられる方は、高齢者などの介護が必要な方々です。厚生労働省は、高齢者介護福祉施設に対する業務継続計画BCPにおいて、携帯トイレや簡易トイレの備蓄を求めています。残念ながら今回の能登半島地震でも介護福祉施設でのトイレ問題が発生したと伺っています。

こうした教訓を踏まえ、地域の介護福祉施設での携帯トイレ、簡易トイレの備蓄等の状況を速やかに確認し、介護福祉施設における携帯・簡易トイレの備蓄を支援していくべきだと思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、福祉総合支援課長。

○福祉総合支援課長（稲浦 満） 町内の介護や障害福祉施設におけます災害発生時における迅速な対応のための業務継続計画、BCPですけれども、こちら

につきまして全ての事業所で策定のほうは完了しており、高齢者や介護が必要な方々に対する支援体制というのは整えられていると考えております。

また、携帯や簡易トイレにつきまして、備蓄状況でございますけれども、そもそもトイレを使わないおむつの人もおりますもので、各施設ごとにそういった必要とする物資というのは違うのかなと思うんですけれども、それにつきましてもBCPに基づいて各施設において備えをしておると聞いております。

今後も、情報を共有しまして、そういったトイレとかの災害時における諸問題につきまして関係各所と連携してまいりたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） そういうご答弁をどこの自治体もやっと思ったと思うんです。能登半島で大変な問題になっていたり、足りない、困ったとそういう状況が発生したということでございますので、もうちょっとしたら大体、能登半島での状況というのは掌握できて様々な数字が下りてくると思いますので、明和町に対して本当これが状況は正しいのかどうか。

また、東南海・南海地震というのは能登半島地震のあの小さな部分ではございません。九州から関東まで全部被災します。このときにどれだけの備蓄が必要なのか、そういうBCPがちゃんと立てられているのか、そこら辺も踏まえた上でのきっちりと施設等の情報共有をしていただきたい、こういうふうに希望しておきますので、よろしくお願いいたします。

次に、トイレトレーラーの整備の検討について伺いをいたします。

災害発生から時間が経過するにつれ、照明や手洗い場がついた洋式便座などの快適なトイレを使用したいという声がこれは自然と大きくなります。また、衛生的にも臭わないトイレトレーラーが他の仮設トイレよりも好まれるなど、能登半島地震の被災地で大活躍しているというふうに聞いております。

災害派遣トイレネットワークプロジェクト、みんな元気になるトイレ、これを展開している一般社団法人助けあいジャパンは、災害時に他の市町村に派遣

ができる仕組みを今整えているところです。現在、約20の自治体がこの仕組みを持ったトイレトレーラーを導入しており、300以上の自治体で検討されているとも聞いています。

今回の能登半島地震を機に、全国の自治体でも新たにこのトイレトレーラーを導入する動きが出てきております。総務省の緊急減災・防災事業債において7割が返済不要対象となっておりまして、3割も寄附等、これはクラウドとか様々な手当てができると思うんですけれども、そういう寄附等で充当が可能です。

トイレ環境の整備は命を守る取組に通じるため、明和町でもトイレトレーラーの整備を積極的に検討すべきであると考えますが、ご見解をお伺いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） トイレトレーラーにつきましては、トレーラータイプのものを乗用車で牽引できるものでございまして、災害時でも移動ができ、路面があることが前提ですけれども、路面があれば必要な場所に設置することができます。また、最新のトイレトレーラーでは、空調機器であったりとか、温水便座を備えているものもございまして、快適なトイレの利用環境を提供することが可能でございます。

その反面、イニシャルコストであったりとか、通常時の設置スペースの確保、また定期的な清掃やメンテナンスが必要となってまいります。

イニシャルコストにつきましては、先ほどもご提案いただきましたが緊急減災・防災事業及びクラウドファンディング等で対応することも可能ではございますけれども、それ以外のランニングコストや設置スペース、また通常時の維持管理など全ての要素を十分に研究いたしまして、今後また導入について検討をしていきたいと思っております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） ぜひ検討をよろしく願います。

次に、液状化現象における公共下水道の耐震及び液状化対策及び合併浄化槽の液状化対策についてお伺いをいたします。

私ども公明党は全国3,000名の地方議員ネットワーク政党でございます。災害発生時においても、地方議員の対応などを知ることができ、今回は千葉県浦安市の事例を基に液状化現象とその被害について述べさせていただきます。

まず、液状化現象とは、埋立地など水を多く含む砂地盤において、地震動において砂の粒子の積み重ねが崩れ、砂の粒子が水に浮いてくる状態になった後に砂の粒子が沈んで水と分離し、水が地表面に出てくる現象を示します。

浦安市は市域の3分の2が埋立てでできたまちであるため、東日本大震災の際には震度6強程度にもかかわらず、大規模な液状化被害を被りました。震源が遠かったために、長期間にわたる揺れが液状化を引き起こしたと思われます。

このように地中の水分が地表に出てくるため地盤沈下を引き起こし、基礎杭のない、いわゆるベタ基礎の建物は沈んだり、傾いたりする一方で、中空のマンホールなどは地上に飛び出たりします。いわゆるマンホールキノコと呼ばれたものです。また、浄化槽も同様に液状化により浮かび上がってくる恐れがあります。

そこで、お伺いします。

明和町における液状化現象において、公共下水道等の管路の耐震化と共にマンホールキノコ対策、合併浄化槽の液状化対策についてお考えをお伺いします。

また、防災マップにおいて、液状化対策マップと耐震補強未整備地域マップなどの作成、こういうものをしてはどうかというふうに思いますが、お考えをお伺いしたいと思います。

また、緊急輸送道路の下に埋設されている下水道管の耐震化は国の交付金が支給されると聞いておりますが、現在の検討状況をお伺いしたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（肥留間 誠） 液状化対策のご質問いただきました。

先ほどご紹介いただきました浦安市のような形で、明和町は埋立地はほとんどないにしても、砂地で地下水が高い地形ということの中から、公共下水道の計画区域内のボーリングデータ等から分析をしておるものも含めても、いわゆる震度５強程度の中規模地震を想定した場合のレベル１地震動の場合では一部の地域で、また震度７程度の最強クラスの地震を想定したレベル２地震動の場合では、ほぼ全域で液状化が発生する見込みであるというふうに結果が出ております。

下水道の設計におきましては、それぞれの場合におけるマンホールと管渠の接合部、また管渠の接ぎ手部、管本体・組立マンホールの強度及び液状化に伴う施設の浮き上がり等の検討を行い、レベル１地震動ではほとんど無傷で耐えられるように、またレベル２地震動では人命を奪うことのないように目標に設計をされておるというものでございます。このため、現在整備されております公共下水道につきましては、液状化の発生自体は想定されるものの、理論上ではありますが、施設の機能は主に維持できるものというふうな判断をしているところでございます。

また、緊急輸送道路におけます下水道本管につきましては、令和３年度に実施をしております明和町公共下水道事業下水道総合地震対策計画において、特に重要な幹線等と位置づけをさせていただき、耐震化の状況を検証しておりますが、幹線管渠につきましては平成９年度の耐震新基準以降に布設されていることから、現時点においては耐震性能は満足しているものと判断しております。

ただ、先ほども申し上げましたように、液状化自体があちこちで発生することが見込まれるということの中では、最大クラスの地震が来た場合においては、どうしても道路面の段差によりますいわゆるマンホールキノコについては、被災状況により発生の可能性もあることから、適用可能な補助の調査と併せて今後の検討課題とさせていただきたいというふうに考えております。

また、農業集落排水施設につきましては、平成１９年の農業集落排水施設設計指針において、施設の重要度に応じて必要な耐震機能を確保することと規定が

されております。このため、以降に整備しました上御糸、下御糸地区については、基本的な耐震化はなされているものと判断しておりますが、以前の整備でございます下御糸北処理区、こちらにつきましては当時の建築基準法や土木学会基準に基づき設計されているということの中から、今後、液状化対策を含めた施設の検証が必要だと考えておるところでございます。

また、合併浄化槽また並びに単独浄化槽ですけれども、下水道施設と異なり施設が個々の土地に設置されておりますことから、液状化それから地盤の隆起等の被害につきましては、震災被害は面ではなくて点で現れることになります。

ちょっと最新のデータということで、今出しております能登の被害のほうでも少し数字を拾っておりますが、震源地の珠洲市においては、公共浄化槽について修理が必要な公共浄化槽というのが実際50パーセントほど被害を受けておるようです。これはただ、必ずしも浮き上がり等ではなくて、ブロワーの破損であったりとか、建物自体の損傷も含んでのことだと思っておりますが、能登町では27パーセント、輪島で39パーセント、七尾市や志賀町では14パーセント程度の公共浄化槽が被害を受けておるという実態もつかんでおります。

被害については先ほど申し上げましたように個々の点で現れるということから、対策については設置の際の十分な締固め等がやはり有効ではないかというふうに言われておりまして、こういった能登半島のデータも参考としながら、今後の耐震化・液状化対策の検討を行いたいというふうに考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） 液状化対策マップや耐震補強未整備地域マップなどの作成についてでございますが、液状化対策マップにつきましては、三重県が調査した結果を液状化危険度予測分布図として公表してございますので、そちらを活用して周知していきたいと考えております。

また、耐震補強未整備地域マップにつきましては、町の地図をデジタル化して進めていく中で、住宅耐震補強の結果につきましては住宅耐震の担当課が把握してございますので、今後その担当課と連携を取りながら検討していきたい

と考えております。

○議長（奥山 幸洋） お諮りします。

議事整理のため、暫時休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。続けさせてもよろしいですか。

（「休憩してください」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） では、暫時休憩いたします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。3時5分まで休憩いたします。

（午後 2時 56分）

（午後 3時 05分）

○議長（奥山 幸洋） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） 下水道のほうの整備状況というのはよく聞かせていただいて、下北以外は大丈夫であろうというお話だったと思います。

あと、液状化対策マップは県のほうが作っていただいているんですけれども、明和町23号線をちょっと越えたぐらいまでみんな真っ赤っ赤で本当にどこが液状化するのか、せんのかさっぱり分からんような状況なんです。先ほど公共下水道の整備するときにいろいろ掘って地質調査しとるということですから、何かそんなものも生かして、明和町らしいそういうものというのは作れないかと思います。そこら辺も一度検討していただきたいなと思います。

あと、先ほど僕言いました耐震補強未整備地域マップ、これは耐震、耐震と言って30年近く今までいろいろ整備をしてきていただいたんですけれども、調査はしてもらっても耐震化ができていないというのが多いと思うんです。ここ

ら辺がどんなふうになっているのか、具体的に掌握してみえるのか執行側が。ここはほとんど未整備ですよとか、いや調べていただいたからこれは除却してなくなっていますよとか、ここはちゃんと整備していただいていますよとか、その地域地域によってみんな中身が違うと思いますので、そういう未整備マップといったら悪いかも分かりませんので、整備マップでもいいんですけども、その地域の状況を確認できるようなそういうものができないのか。

能登半島感じて、今、一生懸命整備せなあかんなんて思っている方々がおみえになるかも分かりませんので、そういう方々にも自分の地域がどんな状況なのか分かるような、そういうものを整備していただけないかなと思って再質問させていただきます。

もう一つが就寝中の地震から身を守る耐震シェルター、過去に江議員が質問されておりましたけれども、この普及整備に係る三重県のほうがこの6月議会に提案をされるというふうにお伺いしております。補助制度化されたら、やっぱり明和町しっかり乗っていかないかんというふうに思うんです。

地域の中で、家全体は補強できないけれども、寝ているところだけ、その6畳間だけ整備して、そこへ飛び込んだら何とか命が助かる。今回のお正月の能登半島でもそういうところが命が助かっているし、家族がみんな押しつぶされてお亡くなりになっているところもありますので、この部屋だけでも耐震補強シェルターとして整備できる、こういう県との歩調を合わせるような体制、ここら辺のお考え方もお伺いしたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） 液状化のマップにつきましてですけれども、こちらのほうはある程度いろいろお話も検討する中で、下水道のボーリングデータはなかなか浅いので、もうちょっと深いデータがいるのかなというのがあります。

また、三重県が作っている液状化のマップ自体が250メートルメッシュというふうにお聞きしとるんですけれども、いろんな有識者の方にお聞きする中で

はそのぐらいのメッシュで十分じゃないかというようなお話も聞いておりますので、それをさらに細かくして90メートルとかその辺のメッシュでやるとか、既存のもっと大きな建物、例えばタワーとかのボーリングデータとかそういうのを活用して、もうちょっとあるもののデータ使ってできる範囲のことはもしかしたらできるかもしれないんですけれども、新たにきっちりするマップというのはなかなか難しいのかなと思っております。

また、三重県のほうで南海トラフの被害想定をまた更新していくというお話も聞いてございますので、そのあたりも含めて今後また検討はしていきたいと思っております。

○議長（奥山 幸洋） 生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） 耐震の未整備というか、逆の整備でもというお話でありましたけれども、今のところ地図に落としたようなものというのは整備はしてございませんが、これまで住宅耐震関係の補助というものを町のほうでも行わせていただいております。

その一つとして、無料の耐震診断がございます。今まで申請をいただいたものに関しては基本全て一覧にしてデータとしては持っておりますので、それを地図に反映をさせていくという形で対応をしていけるのではないかというふうには考えます。

それと、もう一つは、やはり全てのお宅が耐震診断を受けていただいておりますわけでもございませんので、特に固定資産税の課税台帳などで昭和56年5月30日より以前に完成あるいは着手をした、いわゆる新耐震基準前の住宅というのが町内どういう形で分布をしておるのかというのも一つ落としていくというのは大切なことになるのかなというふうには、今お話を伺う中でこちらとしても思わせていただいたところであります。

そういった中でシェルター化、能登を受けて、やはり県のほうも6月で補正予算のほうを計上されました。これ以外にも住宅耐震関係の補助については6月補正のほうで上程されておるかと思うんですけれども、シェルター化の部分

に関しては今、明和町で補助の制度がございません。新規での事業という形でやるのであれば上げていく形になると思います。県のその補助制度自体も、市町が補助をしておるときに、そこに上乗せをする形での補助制度ということでございますので、まずは制度がないとということになります。制度設計、それからどれぐらいの補助金額が妥当なのか、一定のところも含めてちょっと勉強させていただいて検討進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） そのマップは反対に作り上げると、行政側からどうなっていますかとお声がけができるような状況になってくると思いますので、そこら辺の促進のベースにもなると思いますし、シェルター化、一つの制度化していただいて、国のほうのお金も入れられるようにまた私どもも一生懸命頑張ってまいりたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

すみません、上下水道課長、質問飛びます。なし。

次に、災害用井戸の整備状況についてお伺いをしたいと思います。

先ほど高橋議員も言われておりましたし、過去においては松本議員も何かこういう井戸の関係の質問をされとったというふうに思います。

液状化などによりまして、上水道の断水が考えられます、今回の能登半島地震においてもいまだに多くの断水があり、5月いっぱいではほとんどの断水が終了したというふうに聞いておりますけれども、約5か月間、断水をしているところがあったというふうな状況でございます。住民の皆さんが自宅に戻れないというふうな状況になっております。

明和町でもこれまで災害用井戸の指定など行われてまいりましたけれども、防災対策として個人の財産である井戸を当てにすべきではないとの能登半島地震での自治体担当者の声もあり、明和町各地に災害用井戸の整備と情報用マップの作成を推進すべきというふうに考えますけれども、執行部のお考えを

お伺いしたいと思います。

たまたま今日のお昼にNHKのニュース見ておりましたら、岸田内閣総理大臣もこの災害用井戸、整備せなあかんということで、内閣のほうでも何か制度化を一つ考えるというふうな話をされておりました。

また、先ほどありました山大淀地区で上水道管の破損があり、上水が濁るなど住民の皆さんに迷惑をかけたとの行政防災無線情報が流れました。

たまたまニュース番組を見ておりましたら、「AIが災害発生監視やインフラ劣化診断 新たな防災減災対策」ということで、NHKで5月24日に流されておりましたけれども、このAI技術を用いた災害発生監視やインフラ劣化診断を用いることによって、多くの問題解決になるのではないかというふうに思いますので、執行部のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） 災害用井戸の整備状況につきましてですが、こちらは平成29年度に井戸を持っている住民の方に協力のアンケートを実施し、災害時に活用できる井戸の所在を確認したところでございます。しかしながら、その後、情報の更新等がされずにあります。

また、公的には旧の曙幼稚園の駐車場に防災用の井戸を設置いたしまして、簡易浄水器を用いて、災害時にまずは飲料水として確保できるように活用できるようにしてございます。これらの情報を実際、災害時に各地域で自主的に活用できるようにするため、情報の共有化、周知について検討いたします。

ただ、まずは現時点で活用できる井戸の把握から早急に取り組を進めていく方針でございます。

また、先ほど水道管の老朽化の発見や土砂災害などの事前予測につきまして、AI技術等というお話があったと思いますが、AI技術と人工衛星を組み合わせた監視というのができるそうです。そういう監視をすることによって早期に把握する技術の開発が今進められているということでございますので、これらの新技術については今後も研究して、そちらの導入について検討していきたい

と思っております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） 災害用井戸ということで私がちらっと考えとったんは、各自治会に管理をしているか管理していないかそこら辺も含めて、昔、私の団地でも簡易水道の井戸があったんです。上水に切り替えていただいて、30年ぐらい前だったと思うんですけども、その簡易水道は一旦止めております。ほとんど使っていないですけども、井戸としては生きているはずなんです。そういうものを様々にご意見いただきながら災害用井戸として活用できないか、検討していただけたらなというふうに一つは思います。

あと、A I 技術を用いた災害発生監視やインフラ劣化診断、私がニュースで見たのは前橋市かな、人口が非常に多いところで、それだけお金も投入できるようなところなんですけれども、明和町で衛星と連絡してという大変なお金がかかるかも分かりませんが、これを広域連携で松阪や伊勢と手を組みながら劣化診断、衛星使ってやりませんかとお声がけをしていただいて、ぜひこれを進めていただけたらなと。

そうすると、まず破損する前に見つけて、それをまず修理して、それから全体を整備するというふうなことができると思いますので、この2点、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） 先ほど各自治会の方が大昔に管理していた旧簡易水道の井戸につきましてですけども、こちら議員おっしゃいましたように30年ぐらい使っていなかったりすると今どうなってるかも分かりませんので、先ほども答弁させていただきましたが、まずは実態把握というか、どのような状況にあるのか、はたまたどこまで使えるのかというのを把握した上で、もし活用できるようでございましたらそういったマップ等に落としまして、それを広く周知して災害時に活用できるように考えていきたいと思っております。

○議長（奥山 幸洋） 上下水道課長。

○上下水道課長（肥留間 誠） もう一点言っていただきましたA I 技術や人工衛星の活用という部分でございます。

老朽管の発見であったりとか漏水箇所の点検、こういったものだけにかかわらず、様々な面で新しい技術というのが日進月歩で出ておりまして、業者さんからもP R等は何度もいただいております。

そういった中で議員もおっしゃっていただいたように、なかなか明和町の規模で衛星からの受信を使ってというシステム入れていこうとすると、非常にやっぱりお金もかかってくるという中で、実は先ほどおっしゃっていただいた人工衛星による漏水点検のシステムについては、今、明和町も含めて南勢水道、企業庁の県水です、こちらを利用している協議会があるんですけども、その中で伊勢市のほうからちょっとご提案がありまして、伊勢市もこういった技術を入れていこうという中で一緒に広域化の勉強会開こうかというお話はちょうど起こっておりまして、7月にも1回勉強会をするんですけども、まさに自分のところだけじゃない、伊勢市も大きな市ではございますけれども、さらに広範囲の中でやることによって費用対効果を出していこうということの中で、前向きな議論をしていきたいというお声がけもいただいております。

積極的に参加をして活用できるものであれば、ぜひとも入れていきたいと思っておりますし、そのほかにもいろんな最新技術、いろんなものが出てきております。取り込めるものを積極的に取り込んで、人員の足りない部分を補っていくというふうなことで活用できればと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） ぜひよろしく願いいたします。

次に、土地境界図の作成推進及び土地・建築物等登記確認作業の促進状況について伺いをいたします。

境界図は2011年の東日本大震災の被災地復興でも活用されました。宮城県や

岩手県などは8割近い整備率があり、復興を後押しをしております。能登半島地震が発生した石川県はおよそ4割であり、東京などの大都市は2割ほどにとどまるようでございます。

境界図は土地の区画を地図上で示したもので、全国各地にある法務局や各地の市町村が作ります。境界図を活用することで自治体や不動産会社が用地を円滑に買収や取得できるようになり、道路や下水道、都市開発がしやすくなるとされております。

法務省は、境界図を優先的に作成する地区を選定するために、2025年度から新たな計画を始めるというふうに言われております。その内容などお分かりになる範囲で説明いただくとともに、明和町の取組をお示しいただきたいと思います。

また、建築物の倒壊・半壊などが起きた場合、登記の継続性がないために速やかな解体手続きが進まず、復興の妨げになっているという現状がございますが、明和町においても建築物等の登記確認等、推進を行うべきであると思いますが、執行部のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、町長。

○町長（下村 由美子） 境界図は不動産登記法第14条第1項の規定の地図で、土地の面積や距離、形状、位置について正確性が高く、境界を一定の誤差の範囲で復旧可能な地図というふうに言われております。

また、これに対して地図に準ずる地図、それが公図と呼ばれているもので、主に明治時代に作成された地図で、不動産登記法の第14条第1項の地図が備えつけられるまでの間、これに代わるものとして法務局に備えられている地図です。地図に準ずる図面と呼び、土地の面積や距離については正確性が低く、土地の配列や形状の概略を記載した地図とされています。

では、その14条地図はどのように整備されているのかでございますが、都市などを中心に行われている法務局の地図作成事業で行われているものです。

この法務局の地図作成事業については、担当の税務課長のほうから説明させ

ていただきたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、税務課長。

○税務課長（西尾 仁志） ただいま町長からご説明がありましたこの法務局の地図作成事業につきましてご説明申し上げます。

この事業につきましては、民活と各省連携による地籍整備の推進、これは平成15年6月、国の都市再生本部の方針を踏まえまして全国の地図混乱地域を対象に計画的に実施しております事業でございます、2年単位で実施しております。

この事業の対象地域になるには3点条件がございます、まず1点目といたしましては東日本大震災の被災県の地図混乱地域、2点目といたしまして大都市の交通の要所や大規模商業施設及び産業開発施設等の中枢部、3点目といたしまして地方の拠点都市部の人口集中地区の地図混乱地域等がございます、これは地価が高額なため地図の整備が進められていない地域に定められているものでございます。

こういった対象地域の限定により、当町はこの条件には該当していないことをご報告申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 引き続き建設課からお答えさせていただきます。

主に市町村が行う地籍調査ですけれども、地籍調査の現状は総務産業常任委員会でも報告したとおり、現在、有爾中地区を行っている状況でございます。完了するまで、まだ年数がかかる見込みでございます。

しかし、それでは大規模地震の復旧に活用できないため、現状の道路と道路に接する家屋、ブロック塀などを測量する国交省が事業主体で行う都市部官民基本調査事業といったものを大淀、山大淀、大堀川新田地区を平成27年に完了しております。当時調査範囲の自治会長、町民には周知を行ったところでございますが、現在は令和2年に事業名が変更になり、効率的手法導入推進基本調査となっております。14条地図ではないんですけれども、復興に活用できる資

料と考えております。

資料を使って説明させていただきますので、ちょっと画面を見ていただきたいと思います。

今、画面に映っとるこれは国交省のホームページで検索できる画面でございます。

大淀の漁港辺りが映っとるんですけども、この点の青い点を1つマークをしますと、右側の赤い四角で囲っとるような細かい情報が出てきて、X Yの座標とか標高などが表されます。

②のところは、平成27年の調査方向の一部で、道路と境界、家屋の一部が表示されています。

③のところは、今のところ、点名はQの交の22という現状写真です。真ちゅう製のびょうが入っております

基本的にこの青い点の2点があれば、平成27年に使った道路との境の地図が復旧可能となりますので、もし災害があったときに、即座にここまでが道路だった、ここには家があった、ここには壁があったというところまでは確認できますので、境界とかそういう査定のときに非常に役に立つと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） 私からは、登記確認作業の部分についてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

令和3年4月の不動産登記法の改正によりまして、本年4月1日から相続登記が義務化をされております。また、令和8年4月1日から住所変更登記についても義務化をされます。このことによりまして、不動産登記簿を確認したにもかかわらず、所有者が直ちに判明しない、あるいは所有者が判明してもその所在が不明で連絡がつかないといったような土地や家屋というものが減少するというふうに大いに期待をさせていただいておるところでございます。

町としましては、相続登記等が円滑に進むように固定資産税の納税通知書にチラシを同封するなどして制度の周知に努めてまいりたいというふうに考えて

おります。

ただし、家屋については登記をされていないものも多数存在をしております。そこで、未登記家屋も含めて不動産の所有者等を確認する有効な手段として、固定資産税の課税情報の取得というものが考えられます。固定資産税の課税台帳は不動産登記の情報を基に作成をされておりますけれども、未登記の家屋についても町の職員が評価を行いまして課税台帳に登載をして課税をしております。また、納税通知書を送付するために所有者が転居等をしておる場合でも住所等を把握していることや、所有者が死亡している場合には法定相続人等を納税管理人として設定をしていることが多くありまして、実際に連絡可能な所有者等の情報を得る上で非常に有用な資料となります。

登記簿情報と異なる所有者や住所情報などは、私人の秘密を守る観点から地方税法上守秘義務の対象となっておりまして、原則として情報提供を受けることはできませんけれども、空家特措法であったり、所有者不明土地特措法、それから災害対策基本法のように別途、個別の法律において一定の要件が定められておる場合は、課税情報の目的外利用が可能というふうになっておりますので、空き家対策等の担当部局は平時の業務において可能な限り情報の取得に努めるとともに、税の担当部局のほうは、迅速かつ的確な情報提供が行えるように正確な課税情報の把握と保有に努めていく必要があるというふうに思います。

また、実際に災害が発生した場合には、調査を尽くしても所有者等が特定できない損壊家屋等があるときは、民法も改正されておりまして、所有者不明建物管理制度というものを活用して、当該家屋等の解体を速やかに行うということも必要だというふう考えております。

以上です。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） ぜひ災害があったときに困らないように住民の皆さんが、反対には周知をしっかりといただいて、建物の登記とかそんなのが能登が非

常にいい例でありまして、解体したくても壊せない、もう何代も前の人の登記が残っているとかという状況になつとるという話ですので、そこら辺も周知をして皆さん方に納得していただいて、早く変えていただくことを進めていただきたいと思います。

土地境界の話は私のちょっと勘違いかも知りませんので、地籍調査というのは三重県は今、全国で最下位のほうにおるらしいので、そこら辺もしっかり、前、山本議員が言われておりました、進めていただいて、皆さん方の土地をしっかり確定するということが大事かなというふうに思いますので、推進をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

時間がございませんので、飛びます。

災害時の薬の備蓄など地域の防災教育・啓発について、ちょっとお伺いをしたいと思います。

多くの医師や薬剤師が、基礎疾患があり日頃、処方薬を服用している場合には注意すべき点があるとしています。東日本大震災では、製薬会社が被災し、薬の製造が止まったことがありました。特にステロイドや免疫抑制薬は急に服用をやめると悪化する。いつも1週間程度は手元に薬があるよう余裕を持って受診してほしいというふうに指摘をされております。

逆に、嘔吐や下痢で食事が取れずに脱水状態のときには、高血圧症などの治療薬である降圧薬や利尿薬を飲むと血圧が下がり過ぎて、今度は急性腎不全を招くことがあります。基礎疾患がある人はかかりつけ医に、飲食できないときの常用薬の服用や中止の方法、風邪で熱が出たときに飲むべき市販薬、飲まないほうがいい市販薬を相談しておくほうがいいというふうに言われております。

外出時に被災することもあるので、三、四日分の常用薬とお薬手帳を持ち歩き、ある薬剤師の方は、お薬手帳には処方薬以外の自分が服用している市販薬やサプリメント、服用後の体調の変化の情報も書き込んでおくことで事故や災害時にすぐに適切な医療を受けられるというふうに話をされております。

いつ起きるかもしれない自然災害に向けて指導・啓発が必要であると思いま

すけれども、執行部のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） 災害時における薬の備蓄は、個人の健康と安全を守る上で非常に重要であると認識しております。特に持病や慢性的な疾患をお持ちの方にとっては、災害時に必要な薬を確保することは命に関わる問題にもなります。

町としては、町ホームページの掲載やチラシを作成して、薬の備蓄の必要性やローリングストックの方法について啓発に努めてまいりたいと思います。

また、防災安全課と連携いたしまして、防災訓練、地域防災懇談会、また集団健診時などにおいても、自助における薬の備蓄の重要性について啓発していきたいと思います。

さらに、お薬手帳の活用も重要です。お薬手帳を携帯し、必要な医療情報をいつでも提供できるようにしておくことが大切なため、そのお薬手帳については災害時だけでなく、旅先などでも必要とする場合があるため、常に携帯する習慣を身につけていただけるよう併せて伝えてまいります。

いずれにしましても、自助による備えが大切であることを継続して啓発してまいりたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） すみません、答弁を短くしていただいてありがとうございます。

内閣府は、2022年度から学校と地域をつなぐ防災教育の担い手となるコーディネーター（調整役）を設け、育成に本腰を入れています。多くの児童や生徒が亡くなった東日本大震災の教訓を踏まえ、学校だけでなく、地域の中で実践的な避難行動を学ぶ機会を増やす狙いがあり、教員の負担軽減も目指すとされています。

地域をよく知る自治会長さんや防災士、退職した学校長や行政職員の皆さん

方を念頭に自治体が防災教育コーディネーターとして任命、小中学生に地域の災害リスクや防災の基礎知識、避難訓練の心得などを伝える。教員には防災教育の指導方法を教えるほか、地域と学校が避難訓練などを共同実施できるように調整することを目的としておりますが、明和町の現状と課題をお伺いしたいと思います。

最後までいきます。

あと、この前、ニュースで見ましたけれども、災害関連死の審査条例、三重県内は1町のみというふうなお話がありました。

先ほどいろいろお話をしてきました災害関連死は、遺族からの申請を受け、市や町が有識者による審査会などを開いて認定するもので、認められた場合、市や町は最大500万円の弔慰金を遺族に支給することになっておりますが、三重県によりますとこの認定を行う審査会を設置するための条例、これを制定したのは県内では度会町のみで、ほかの28の市町ではまだ制定されていないというふうなお話がありました。

国は、令和元年に法律を改正し、審査会の設置に関して条例で定めることを努力義務化していて、度会町はこれを受けて条例を制定したということで、県は、このままでは災害関連死の認定が遅れることが懸念されるとして市と町に条例を制定するよう求めておられるそうですが、町執行部のお考えをお伺いしたいと思います。

最後に、これも確認ですが、津波の浸水被害予測と人流データ活用の避難システムというのをぜひ一度考えていただきたいなと思います。人流というのは、人の流れです。よく大学なんかで研究しておって、携帯の位置情報を全部チェックしながら、どの人がどんなふうにして行動するかというのをチェックしてるんですけども、平常時の人流データを蓄積しながら、災害時、人がどんなふうに行動するのかというのと、また今回大きな新しい学校ができますが、その通学路の安全対策、こういうものにもこの人流データが使えるんじゃないかなというふうに思いますので、合わせて3点、短く最後、答弁いただきたいと

思います。よろしくお願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） 明和町の現状と課題につきましてですけれども、現在、明和町の小中学校では、避難訓練や三重県教育委員会が作成いたしました防災教育ノートを活用した防災教育を実施しております。特に避難訓練につきましては、大淀小、下御糸小につきましては児童と先生が津波避難訓練を頻繁に実施しております。また、町の総合防災訓練への参加や一部の学校では行事の際に起震車を活用した地震体験などもしておりますが、学校と地域を結ぶような防災教育というのはまだ積極的に取り組めていない課題がございます。

この課題につきまして、明和町のほうでは2つアプローチといたしまして、今まで火を消すことの消防団、もちろん今も火を消す消防団なんですけれども、消火活動を行うだけでなく、教えることができる消防団ということで消防団の育成に努めて、そして令和4年から始めた災害ボランティア人材バンク制度というのがありますので、そこでもまた防災士さんのほうを集めていろいろしていきたいと思っておりますので、消防団も防災士取っておりますので、内閣府のコーディネーター、防災士ということでございましたので、消防団と人材バンクを活用して取り組んでいきたいと思っております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、福祉総合支援課長。

○福祉総合支援課長（稲浦 満） 現在、明和町では、災害関連死に関する条例のほうが制定されておられませんので、遺族への支援が遅れるおそれがあり、早々に制定する必要があると考えております。

しかしながら、こういった専門職を集めることはなかなか町単独ではハードルが高いと考えておりますので、広域での連携ができないか模索しながら条例の制定を進めていきたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） 人流データにつきましては、まだちょっと分からないところもありますので、今後検討して研究していきたいと思っております。

す。よろしくお願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） ご答弁ありがとうございます。

防災コーディネーター等で調整役なんですけれども、明和町内にもたくさん防災士の資格を取られた方がおみえになると思いますし、三重県のみえ防災塾というところに勉強しに行っている方もたくさんおみえになると思うんです。そういう方々のみんなの力を結集しながら、学校区単位なり、地区単位なり様々な形でそういう方々の人の力を借りながら、行政は限られた人数しかおりませんので、そういう方々が全体の地域それぞれ守っていただかなくてはいけませんので、そういう方々の知恵と力を結集できるような新しい取組をぜひ進めていただきたいと思います。

共に防災訓練、津波避難タワーを建てたところは津波避難タワーへ行くという防災訓練をぜひ取り入れていただいて、実際に活用できるのか、上るのに何分かかかるのか、そこまで行けるのにどれだけかかるのかとかというのを体験していただきながら、そこで一つ楽しいことがあったら住民の皆さん方もぜひ参加していただけるとと思いますので、そういうこともいろいろプランニングしていただきながら取り組んでいただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（奥山 幸洋） 以上で北岡泰議員の一般質問を終わります。

◎延会の宣告

○議長（奥山 幸洋） お諮りします。

本日の会議はここまでとし、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 異議なしと認めます。

したがって、本日はここまでとし、延会することに決定しました。

明日は山本章議員、新開晶子議員の一般質問を行います。

本日は、これにて延会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午後 3 時 42分）
